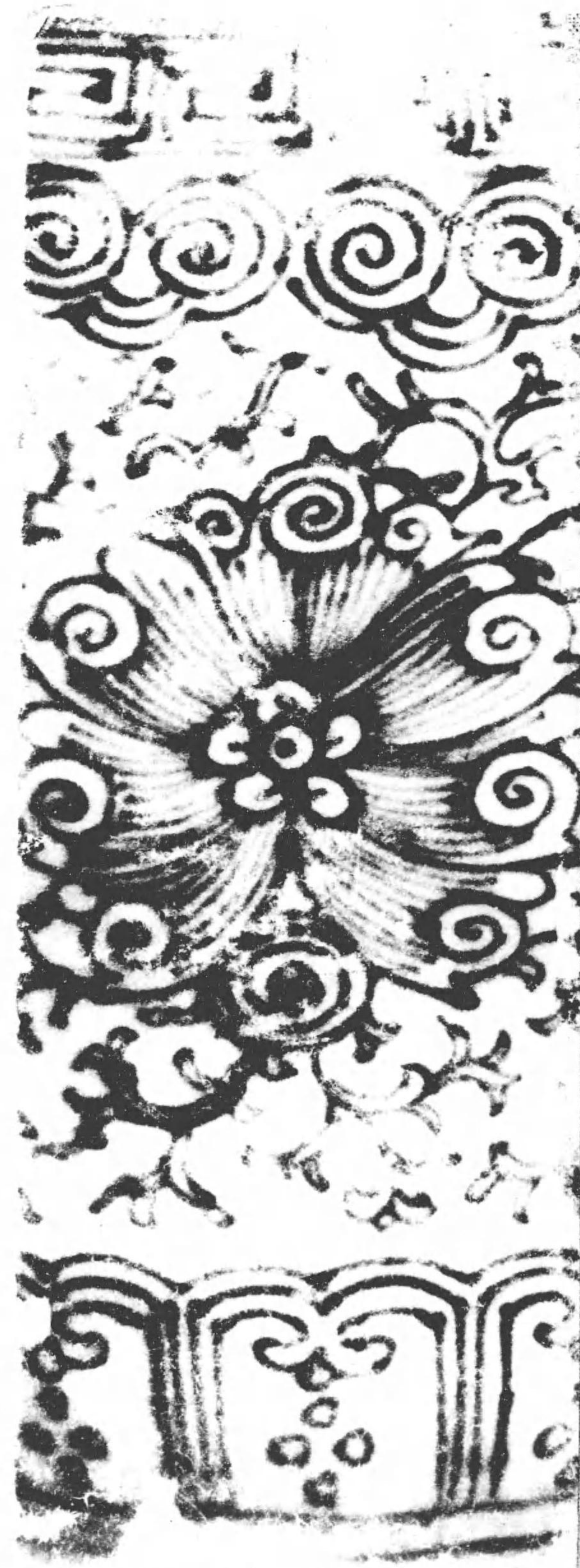


537
150



始





537

150

Vertical calligraphic text, likely a title or chapter heading, written in a traditional style. The characters are dark and appear to be written on a textured background.



浙東燒石研究

大正
14. 6. 13
內交

はしがき

大河内 正 敏

徳川時代に興つた、有名な藩窯の中で、湖東焼は最末期に属するものである。従つて加賀大聖寺藩の古九谷の如き、佐賀藩の鍋島の如き徳川初期のものと比べて湖東焼は豪放な古雅な氣分や優美絢爛の趣きに於て及ばない處がある。

併し技工の最洗練された徳川末期の藝術を代表するものとして當時の藩窯中に竝ぶものはないのである。北村壽四郎君は數十年來彦根藩の文書を廣く深く涉獵して湖東焼に關する文獻を蒐集し、從來の日本陶磁器史中に全く其類例を

見ない位に精しく正しく調査せられたのである。夫れを纏めて今度發表せらるゝに到つたのは吾人の感謝に堪へない處であり、同君の永年の努力奮闘に對し深甚の敬意を表すものである。

大正十二年五月

緒言

本書の編纂は、明治三十一年に、滋賀縣犬上郡長遠藤宗義君から、湖東焼の事蹟調査を囑托された時に胚胎してある。實父は御普請奉行を勤めて湖東窯を管理したから、家には湖東焼の所藏多く、少年の頃より綺麗な花鳥を描いた水屋瓶、寶蓋しを染付けた火鉢、毎年難祭に桃と柳を活けた青磁花生などを何心なく綺麗なものと思ひ、時に父より其話を聞いたことがあつた。が、此囑托を受けた時父は既に歿して居た。中村不能齋(文學士中村勝麿の祖父)は母の弟で國史國學に精通し、彦根の事蹟を能く調査した人であるから、湖東焼にかゝる資料を求めた。然るに「先年文學博士横井時冬氏より、湖東焼の事蹟を尋ね越されたとき、記録がなかつたから漸つた」と。そこで、色々實見された有益な説明を聴き、湖東焼を創製した伊藤半兵衛翁の孫に當る喜三郎君と、その母なる人に翁が人物と經營事情を尋ね、且書類を借受けた。小野美一君には陶器方の記録書類、佐藤太三郎君からは茶碗山の繪圖と上繪具傳授書などを貸與され、尙陶器方の御用掛を勤めた岡崎善太翁を始め古老二十有餘名

に尋問して編纂したものは湖東陶志である。此陶志に書いた緒言は又本書のものとして殆ど差支ないから左に記載する。

古來我國陶器の産地頗る多く、殊に藩窯として製出せる者に精良品ありしは、世人の普く知る所にして湖東焼亦其一に居る。夫れ湖東焼は琵琶湖の秀麗に因りて生り、其品質有田伊萬里にも劣らざる一種の特色を有しながら、常に逆境に陥り、終に廢滅に歸せり。今に於ては、僅に其殘品によりて湖東窯のありしを知るのみ。而して其詳密なるは之を知ること最も難し。爾後歲月の經過するに従ひ、愈不明となりて事實の沒了せんこと必せり。是れ余の大に遺憾とする所なり。故に夙に其沿革顛末を遍述せん志ありしが未だ果さず。偶犬上郡長遠藤宗義氏は、かゝる名器の製出せられし經歷の不明を慨き、余に之が調査を委囑せらる。余想ふに今にして之が事蹟を探求するにあらずば、徵證する所なからん。加之ならず、又妄を傳へて眞を誤るの虞あり。是に於てや寡聞を顧みず、敢て筆を執るに至る。即ち茲に採録する所は主として陶器方の書類に據り、猶當時の遺老殊に彦根藩政に關せる者、及び生存せる

陶器方の下役職工に尋問し、遂に一小冊子を編纂せしが、未だ盡さず。猶隔靴の憾なき能はず、他日材料を得ば將に増補訂正せんとす。識者にして指教せらるゝあらば幸甚し。

明治三十一年八月十七日彦根城南の寓居に於て

陶志成つて郡長に送つたら、更に之を滋賀縣知事折田平内君に贈呈された。因て知事から謝状を受けた。

貴下公務ノ餘暇ヲ以テ湖東陶志編述ノ事ニ從ヒ或ハ古老ノ口碑ニ徵シ、或ハ散送セル古文書ヲ探リ熱心經營途ニ久シク埋沒セル湖東焼ノ事蹟ヲ明ニセラレタルハ其勞渺カラズ仍テ茲ニ謝意ヲ表ス

明治三十一年十一月十五日

滋賀縣知事 折田平内印

北村壽四郎殿

陶志は充分に調査する餘裕がなく、只概要に止つてあるから、其後詳細なる調査を繼續せんと志し、伊藤、小野の兩君より更に他の資料を借受け、古老や經營者、並に陶

工と其子孫、縁故者など一百餘名に就いて製陶状況を調査し、傍ら製品の鑑査をしながら、編纂に取掛つたが、製作上のことになる、素人の著者では其意味を解し兼ねる記録が多くあつて不安に感じ、容易く其筆が運び難かつた。又時に合點のゆかぬことは、實地に製作して見度いと思つたこともあつた。従つて此調査は彦根の如き窯業の跡絶えた所では到底不可能であつたが、幸に大正八年三月京都に移住した爲め製作上の調査をする好機會を得た。

京都市立陶磁器講習所長大須賀眞藏君に記録中に記載してある窯道具と製作上に用ふる諸器具について指導を求めた。之に由つて湖東窯は有田系統から起つて、後瀬戸系統に移り、直亮直弼の兩公が極力良品の製出を望んで、良工を求められた爲めに、各地特有の製陶方法が輸入されたことが判り、これは陶業界に於て外で見られぬ事蹟である。殊に直弼公の安政年代は湖東焼の全盛期にして製品は染付を主とし非常に高價な唐呉須を用ひて南畫の意匠が多く行はれ錦手金襴手の逸品も焼付けられた。それが將軍、公卿への献上、諸侯などへの進物に用ひられて名聲が噴々たるものであつた。

湖東窯には各種專業の良工が居て焼上げたと云ふものゝ、若し其經營主の直弼公の指導がなかつたら如何に良工の手が揃つても、かくまで全盛を極めて名器の出され様がなかつたのである。公は自ら樂焼を作り、繪畫も堪能で、何事も彼岸に達して徹底せねば承知の出来ない質、其批評眼が頗る高かつたから公は細心の注意を拂つて好みの品の圖案を示し、又職工の差出した圖案を批評されたから、それが職工の良い教導となり、職工は良好な材料と、十分研究の餘地を與へられて藝術趣味が益進みて技倆を鍛鍊した。そこで湖東焼の茶碗山は恰も陶器學校の感があつたのである。そして公はかゝる末技の如きものに至つても、尋常一様で済ませず、徹底した良品を出すことを期待し、一面には日用品を焼成して、國産とされたことは、敢て殿様として只己が慰みと、國産御自慢ばかりでなく、焼成の意義が徹底してあつた。

それが廢窯となつたから、其命脈が、全く絶えて仕舞つたかといへば、其遺勢は中々隆々たるもので、先づ藩窯の後を受けて山口焼となつた外に、圓山焼、長濱焼が起り、何れも湖東窯の職工が經營したり、關連したものであつた。それよりも猶一層其

影響の著しかつたのは京焼である。廢窯後直に有名な幹山傳七を始め、其他の職工が相前後して十二人まで京都に乗込み、濫い焼物を製作し鑑賞して居る京焼の中で、磁器の專業を始め、彦根風の丸窯を築いて、從來京都で出来なかつた磁器の優良なもの、若くは大器を焼上げて現今京都磁器の大成上に功績を顯して、茲に湖東焼の餘勢を發揮して未だ餘命の盡きて居ないことを湖東焼職工の子孫や門弟十數名の京都に居る者に就いて調査することを得たのである。

借著者は多年材料の蒐集と調査に手の届く限りを盡し、今や漸く之を公表するに至つたのである。併しながら其内容は或時期が詳密で、或時期は粗略に流れてある嫌がある。これは全體に通じて資料が得られなかつた爲めで、止むを得ぬことである。そして本書は歴史的記述を第一の目的として事實を鮮明にせんことを期し、且材料の都合上多少専門的記述に涉つた所があつて鑑賞上の記述が乏しいのは之が爲めである。本書は未だ粗笨たるを免れずといへど、幾分にも鑑賞家、蒐集家若くは製陶家の参考となることを得たら、當に著者の喜びとするばかりでなく、經營した人たちの爲に大に喜びとするところである。

伯爵井伊直忠君は特に秘藏の湖東焼百數十點の觀覽を許され、四日間鑑査に従事して大に啓發する所があり、且撮影をも許されたこと、工學博士子爵大河内正敏君は序文を寄せられて野著に一段の光彩を放つに至つたことを謹んで感謝する。文學士澤村專太郎君は鑑査上に助力を與へられ、大須賀眞藏君は有益な指導と懇篤な校閲の勞を採られ、小野美一、伊藤喜三郎、佐藤太三郎の三君より有力な材料を提供せられ、又本書出版の爲に同好諸君が多大な援助を與へられたことに對し深く其好意を感謝する。

著者は元より淺學菲才をも顧みず、敢て此編纂をしたが、未だ完全なものとは云へない。又遺漏誤謬の點も少からぬと思ふ。著者は専心身を此事業に捧げて研究を續行する覺悟である。幸に讀者諸君は此意を諒し指教を與へられんことを希望する。

大正十一年十二月比叡の山嶺に雪を見る頃

洛東熊野社畔の寓居に於て

著者識

復興版に就いて

本書の出版は、昨年八月愈製本にまで進んだ。然るに何ぞ圖らん。九月一日の大震災は無惨にも印刷物を焼盡し、紙型、寫真版亦同災、僅に三色版だけが其禍を免れた。併し幸に原稿と寫真を保有したから、茲に又同好者の多大な後援によつて復興版を發行するに至つたことを喜び、且感謝する。之を思ひて思ひを東都に運らすと一昨年井伊家の湖東焼百數十點を拜見したが、今は皆震災にかゝつたから、僅に本書に收めた印畫で見ればかりになつたとは實に痛惜に堪へぬ。茲に復興版を發行するに當り一言を序述する。

大正十三年十二月

大阪市外天下茶屋の寓居に於て

著 者 再 識

湖東焼の研究

目次

第一章	總説	一
第二章	民窯湖東焼 (絹屋窯)	一〇
第三章	藩窯湖東焼	二七
第一節	概説	二七
第二節	名稱位置	五三
第三節	職制と吏員	五三
第四節	關係者小傳	五六
一	藩主	五六
二	藩士	六六
第五節	職工	八〇

一	陶工	八〇
二	窯方	九八
三	畫工	九九
四	子供稽古人	一〇六
五	荒仕と人夫	一一八
第六節	製造場	一二九
第七節	窯	一三四
第八節	原料	一三〇
第九節	製造	一五二
一	就職時間	一五三
二	製造道具	一五五
三	製作	一五八
四	窯道具と窯詰	一六八
五	窯焚と燃料	一七五

六	製造費	一七八
七	製品と銘	一八八
第十節	投資と損益	二三三
第十一節	價額	二五五
第十二節	賣捌	二六四
第十三節	維持	二七三
第十四節	廢止	二七七
第四章	民窯湖東燒 (山口窯)	二八四
第五章	樂燒	二九〇
第六章	民窯湖東土燒	二九七
第一節	久平燒	二九七
第二節	文助燒	二九九

第三節 龜七燒……………三〇一

第四節 敏滿寺燒……………三〇一

第七章 民業赤繪湖東燒……………三〇一

第一節 赤水……………三〇四

第二節 床山 附床山燒……………三〇五

第三節 自然齋……………三〇七

第四節 賢友……………三〇八

第八章 藩窯圓山湖東燒……………三一〇

第九章 民窯圓山湖東燒……………三一一

第一節 北川燒……………三一一

第二節 樋口燒……………三二四

第十章 民窯長濱湖東燒……………三二六

第十一章 湖東燒職人の京都に於ての活動……………三二八

第一節 幹山傳七……………三二九

第二節 若林壽山 (喜之介喜作)……………三二九

第三節 井上清二 (庄介)……………三三九

第四節 丹羽介右衛門 (加藤林蔵)……………三三〇

第五節 井上松坪 (辰次松兵衛)……………三三一

第六節 高木徳平 (徳兵衛)……………三三三

第七節 奥村松山 (安太郎)……………三三四

第八節 岩月捨吉……………三三六

第九節 林江山 (定吉定次)……………三三六

第十節 明山初太郎……………三三七

第十一節 小川文齋……………三三八

目次

湖東焼年表 一

湖東焼の研究索引 三

湖東焼の研究目次終

挿圖目次

第一	芙蓉色繪火入	繪替五個の内	三色版	井伊伯藏
第二	六角形三ツ足石榴繪染付二重菓子器			某氏藏
第三	繪替染付煎茶碗	直弼有卦入特製		某氏藏
第四	牧直繪染付水指			某氏藏
第五	春日形六角青磁釣燈籠			井伊伯藏
第六	堆朱文様草花繪染付蓋物			某氏藏
第七	瓢形瓢足夕顔繪風爐			某氏藏
第八	梅繪抹茶碗	直弼注文書中の品		某氏藏
第九	燕繪抹茶碗	同上		某氏藏
第十	白萩色繪水指			井伊伯藏
第十一	鳴鳳筆袋形月盧雁繪錦手水指			井伊伯藏
第十二	鳴鳳筆花鳥錦手杓立と蓋置			某氏藏

挿圖目次

一

第十三	鳴鳳筆有職文様金襴手丁子風爐	井伊伯藏
第十四	伊萬利寫色繪十角皿 三色版	井伊伯藏
第十五	剝蜜柑形文様染付水注	井伊伯藏
第十六	杏翁筆四君子色繪小皿 長濱繪	某氏藏
第十七	棗形腰捻八珍果文様染付水指	某氏藏
第十八	鮑形山水浮世繪染付鉢	某氏藏
第十九	遊環付沈牡丹青磁花形	某氏藏
第二十	高取寫水指 三色版	井伊伯藏
第廿一	吳州赤繪鉢	某氏藏
第廿二	山水繪染付水注	某氏藏
第廿三	梅繪染付水鉢	井伊伯藏
第廿四	湖東窯場繪圖 安政二年現狀	佐藤太三郎氏藏

第一 芙蓉色繪火入 繪替五個の内

井伊伯所藏

高さ二寸八分、口徑三寸二分ある石物、無銘なれど實の極めて緻密な所へほんのりこ、湖東約束の青味を帯びた、綺麗な地膚へ、芙蓉の色繪、其筆意は圓山四條派の寫生風から脱化したものである。花は餘り艶のない綺麗な赤、葉は餘り類例のない紺がかつた吳須色である。それにあつまりと金をつかひ、口金は十分に使つてある。地膚は玲瓏玉の如く、畫風優秀、色彩高妙にして實に穩かな感じのする作振りで非凡の傑作、直亮時代の作品である。



第二 六角形三ッ足石榴繪染付二重菓子器

某氏所藏

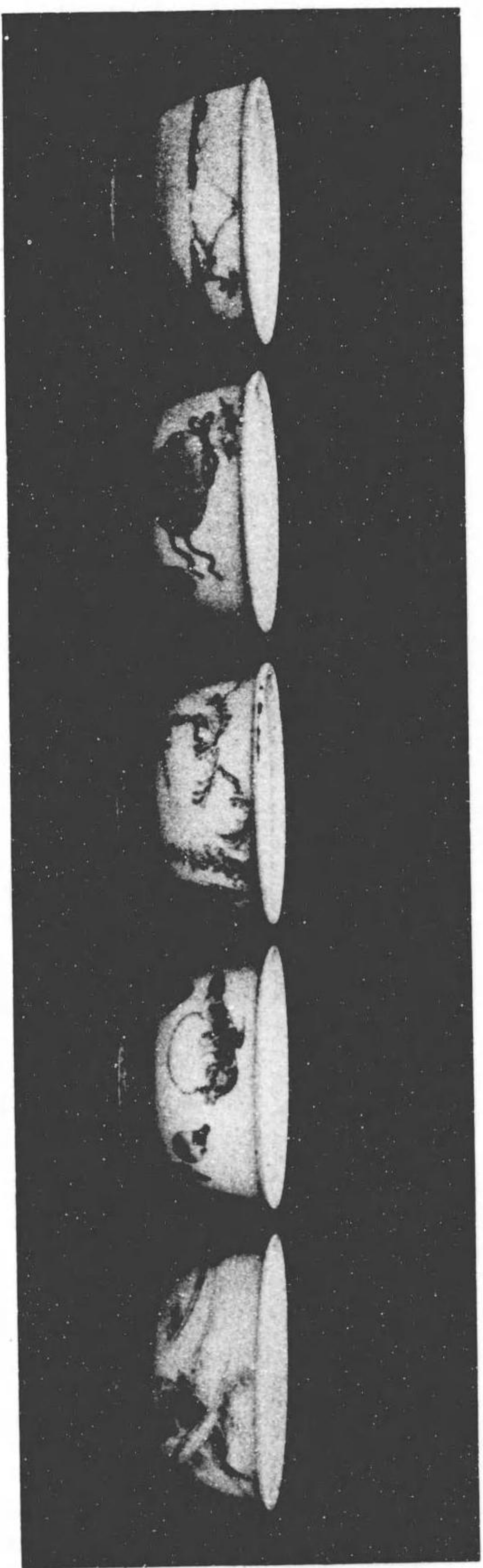
高さ八寸五分、六角一面の巾三寸四分、足は上が二寸二分、下が五寸ある。地膚に心ばかりの青味のある所へ、石榴を下の重から蓋へかけて綺麗な優等呉須で描き、處々に小鳥があしらつてある。其筆意は長崎風の繪畫を形態に應ずる様、幹枝を巧に配置し、足には唐草が書いてある。形態の優美にして藍色の高雅、筆致の麗妙なもので清い感興が起る。



第三 繪替染付煎茶碗 五客

某氏所藏

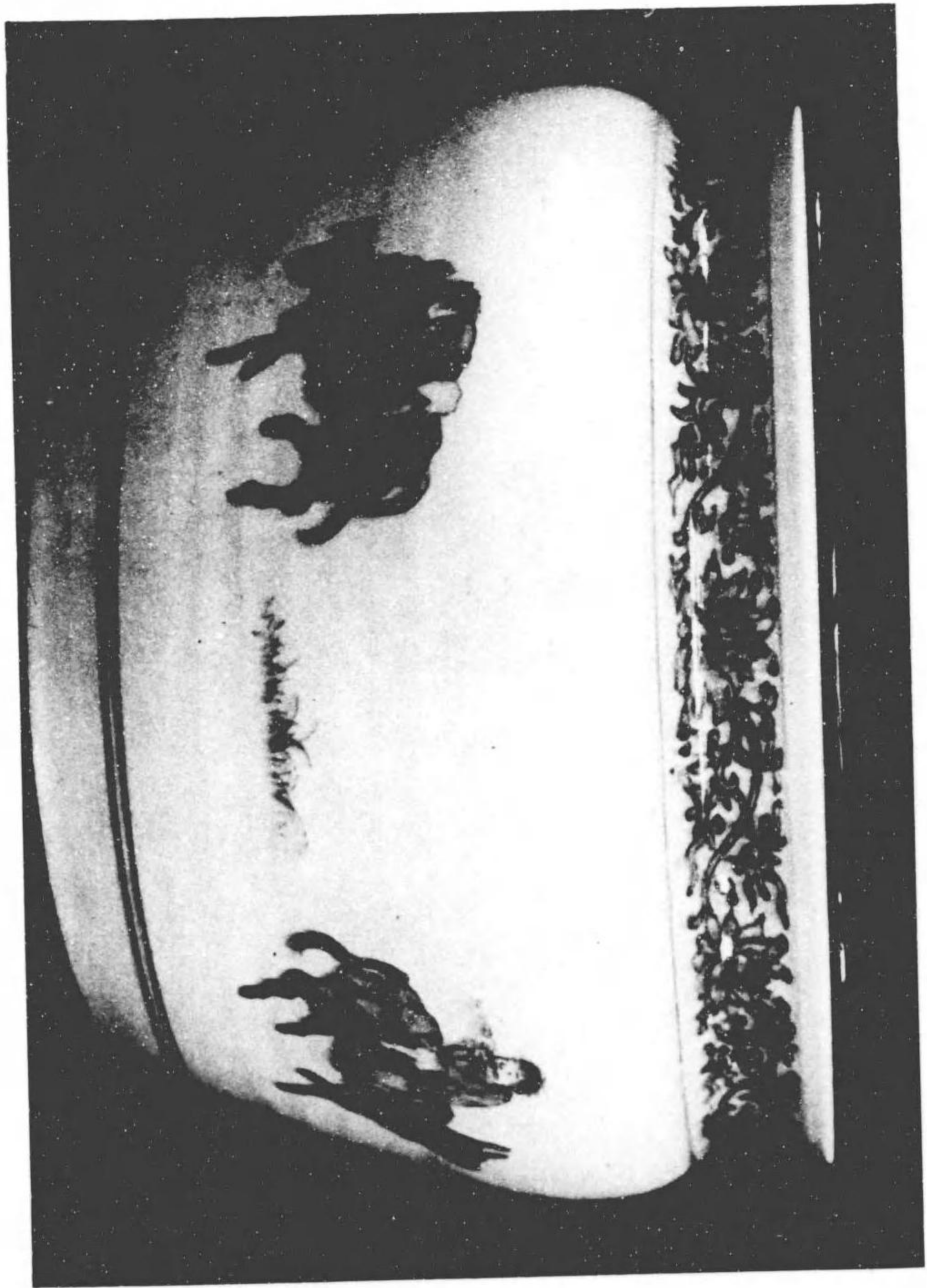
直弼が有卦に入られた嘉永四年に、特に宇津木左近に命ぜられ、更に田中三郎右衛門によつて、陶器方に注文された品であるから、其形態は勿論、繪畫には特に直弼の好みがあつたものである。其繪畫はふのつく物七種、即ち蟹、河豚、藤、袋、分銅、富士の山、船それに相應しい品をあしらひて腰丸の平茶碗に圓山四條風と浮世繪風が描いてある。綺麗な五度磨り吳須色は地膚のおんぼりさ淡い青味のある所へ描いたもので、温和なる形状と優麗なる地膚に優美な繪畫が調和して種な感じのする絶品である。



第四 牧童繪染付水指

某氏所藏

高さ四寸二分、口径六寸二分、ほんのりと青味のある地膚へ、
好い吳須で五ヶ處に牧童を描き、牧童間には小さい草をあ
しらつた所は狩野風の意匠から來てゐる。そして肩の上
の引締つた所へ唐草を書き、下部には只二線を引いた瀟洒
な品、其形式、繪付は實に溫和にして高雅なものである。底
裏には安政三年の湖東押印がある。

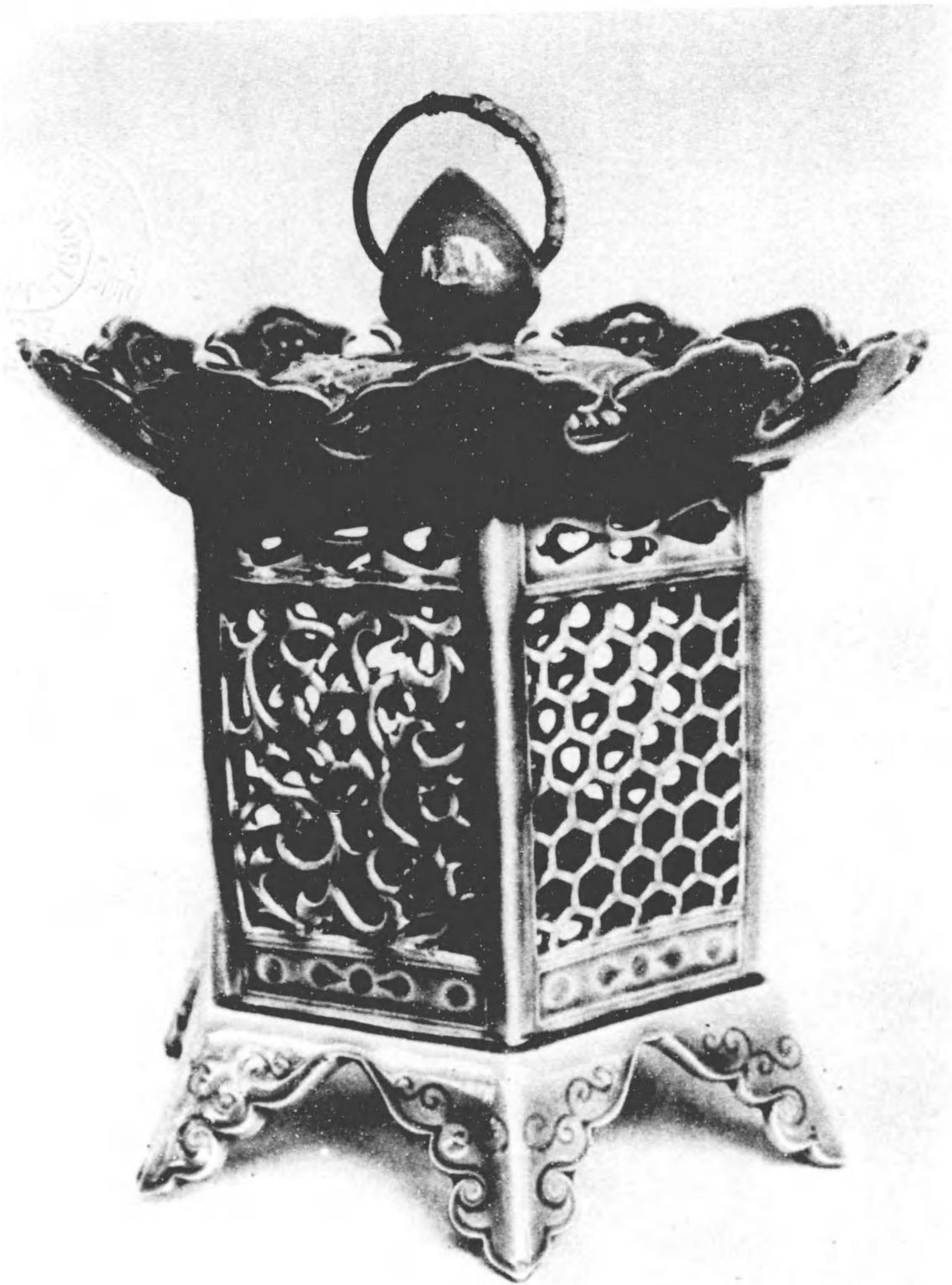


[Faint, illegible text or markings on the right page, possibly bleed-through from the reverse side.]

第五 春日形六角青磁釣燈籠

井伊伯所藏

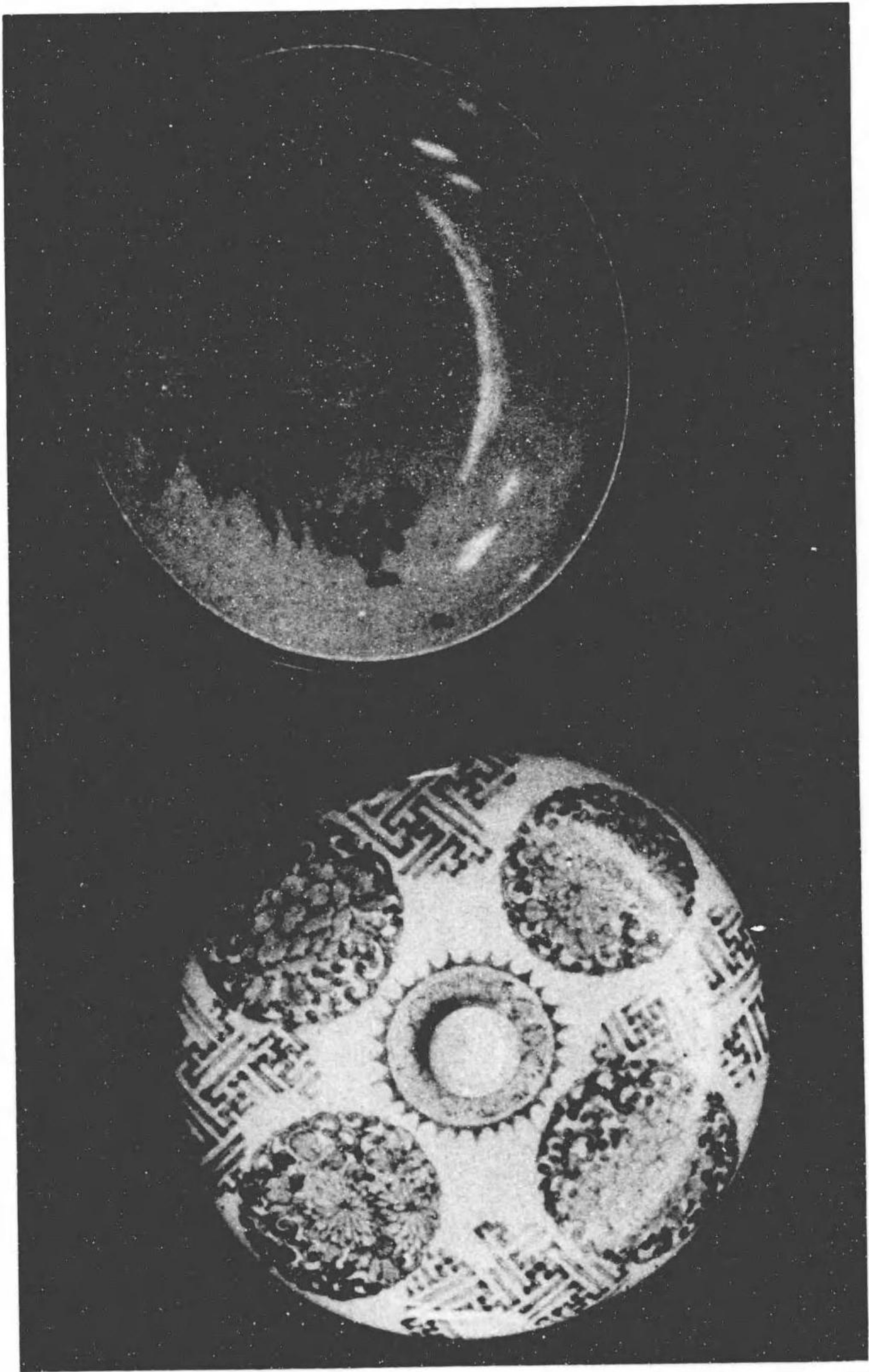
高さ一尺一寸、火袋の巾は三寸四分ある磁青磁の六角の春日形、屋根は凝寶珠形、足は蝶足である。火袋は龜甲と唐草を互違ひの透彫、屋根を雲形の陽刻、足を唐草の陰刻にしたもので、作者庄介が苦心の跡が見え、編作者以上に苦心したものは窯方の市四郎である。其形意の典雅、技巧の整妙、釉色の淺麗な傑作である。



第六 堆朱文様草花繪染付蓋物

某氏所藏

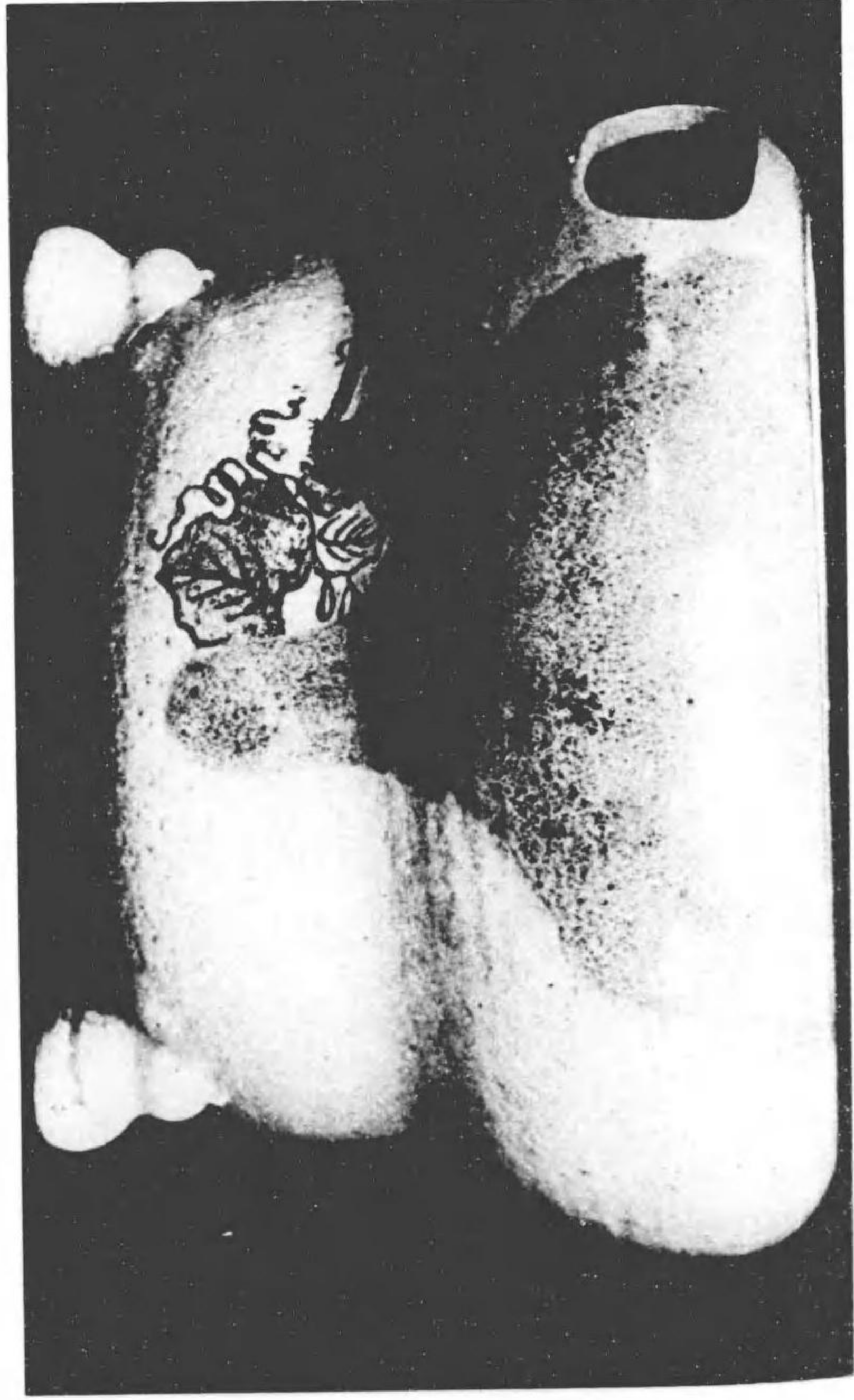
高さ一寸八分、徑六寸の蓋物、地膚は内外共に頗る綺麗な縮緬、蓋と身の外部は菊と牡丹に唐草を配置した丸紋を四ヶ所に書き、其間に万字崩を描いた所は堆朱から脱化し、蓋を取るに身の内と蓋裏には地膚に相應しいあつまりとした呉須色の草花を描いたもので、實に形態温雅にして高尚優美な絶品である。一體湖東焼は呉須の使用種類は頗る多く、それを器物又は器物の使用季節に應ずる織に使ひ別けがしてある。



第七 瓢形瓢足夕顔繪風爐

某氏所藏

高さ八寸、口径一尺、質の稍粗い白茶釉に丹雘釉をニヶ所にかけた瓢形にして三足も瓢形である。之に鐵釉で直躬自筆の夕顔をあつまり描いたもの、其意匠の輕妙にして雅趣の横溢したもので湖東の丸印がある。



第八 梅繪抹茶碗

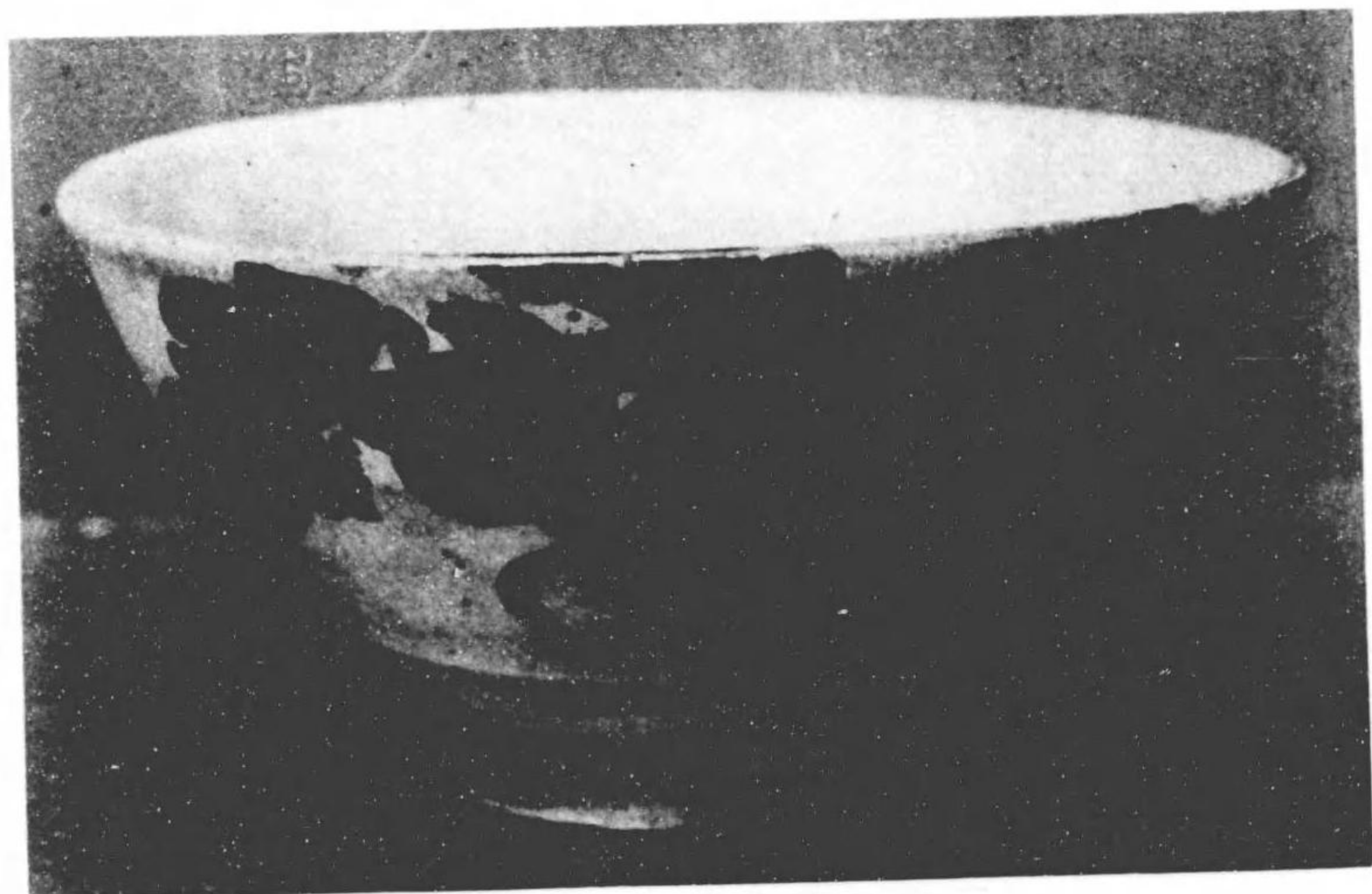
某氏所藏

高さ二寸二分、口徑四寸六分、燕繪茶碗と同時に出來た直懸
好みの品で釉も吳須も同色にして文人調の梅が枝の下繪
は自筆である。其淡白さ實に奥床しい味合があつて何れ
も湖東の刻印がある。

第九 燕繪抹茶碗

某氏所藏

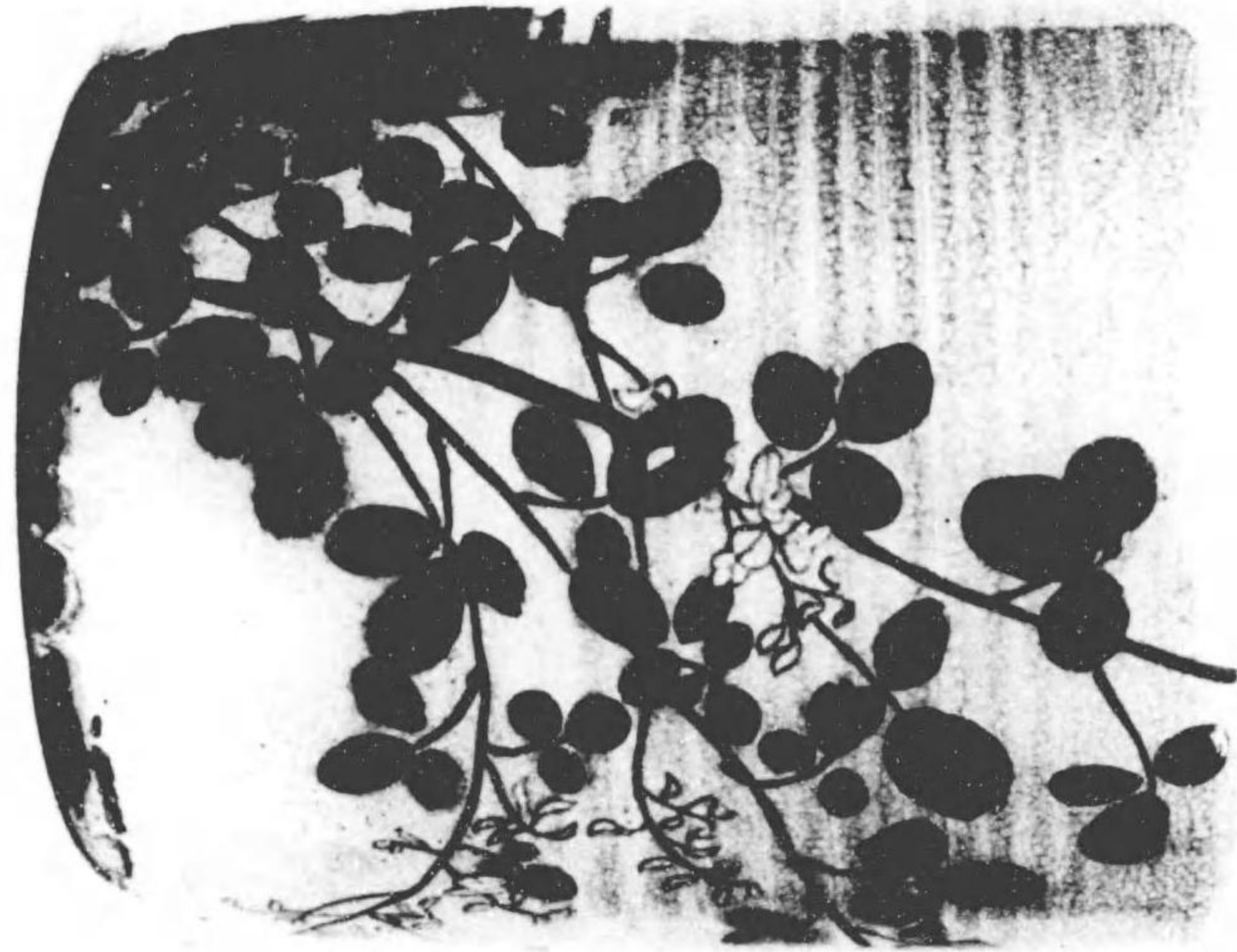
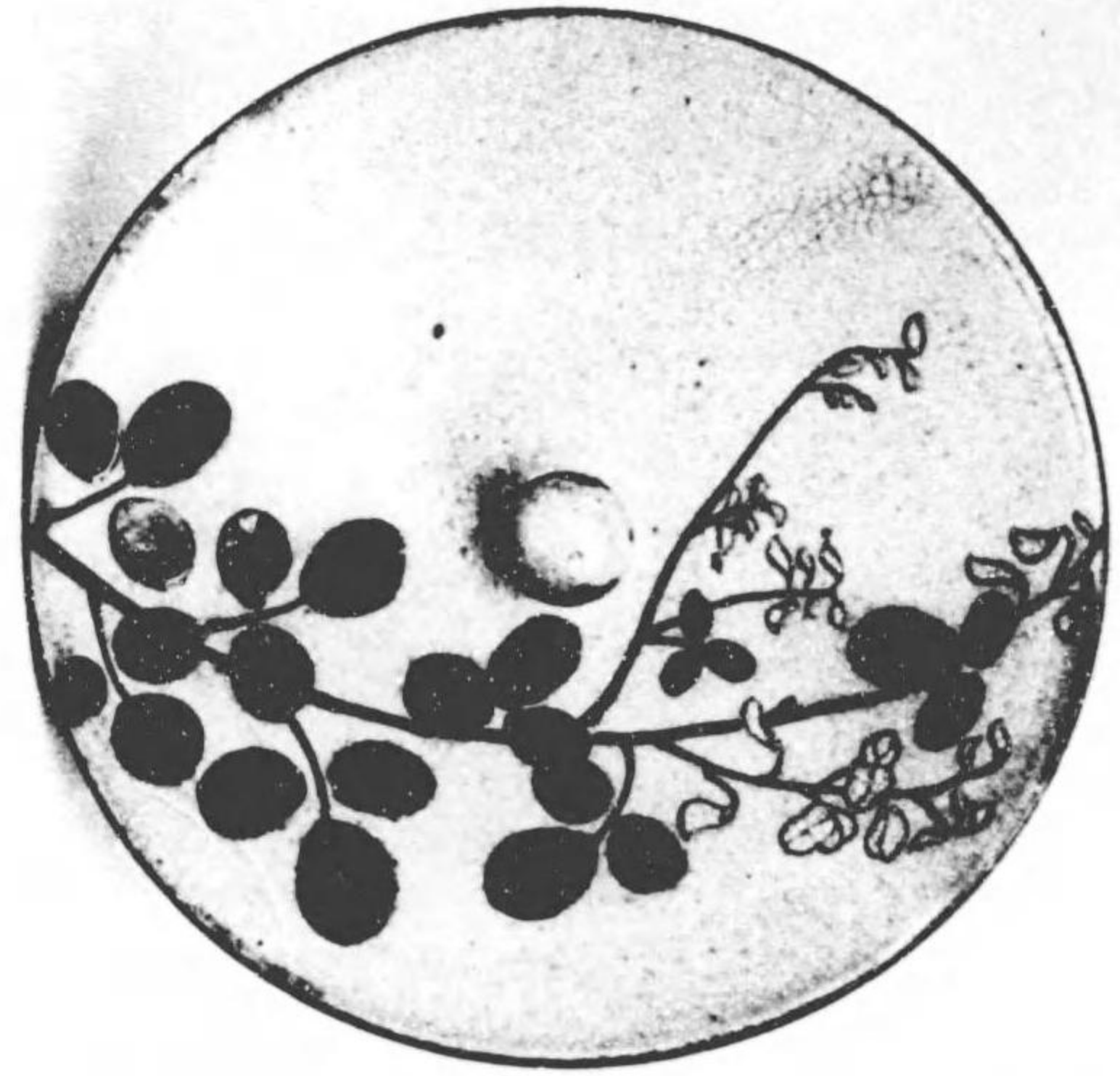
高さ二寸一分、口徑四寸一分、艶のある白茶釉に濃い青味の
ある吳須で燕が書いてある。安政六年五月特に直懸が好
みで作つた茶碗、其下繪は自筆である。文人調の面影があ
つて雅趣に富んである。



第十 白萩色繪水指

井伊伯所藏

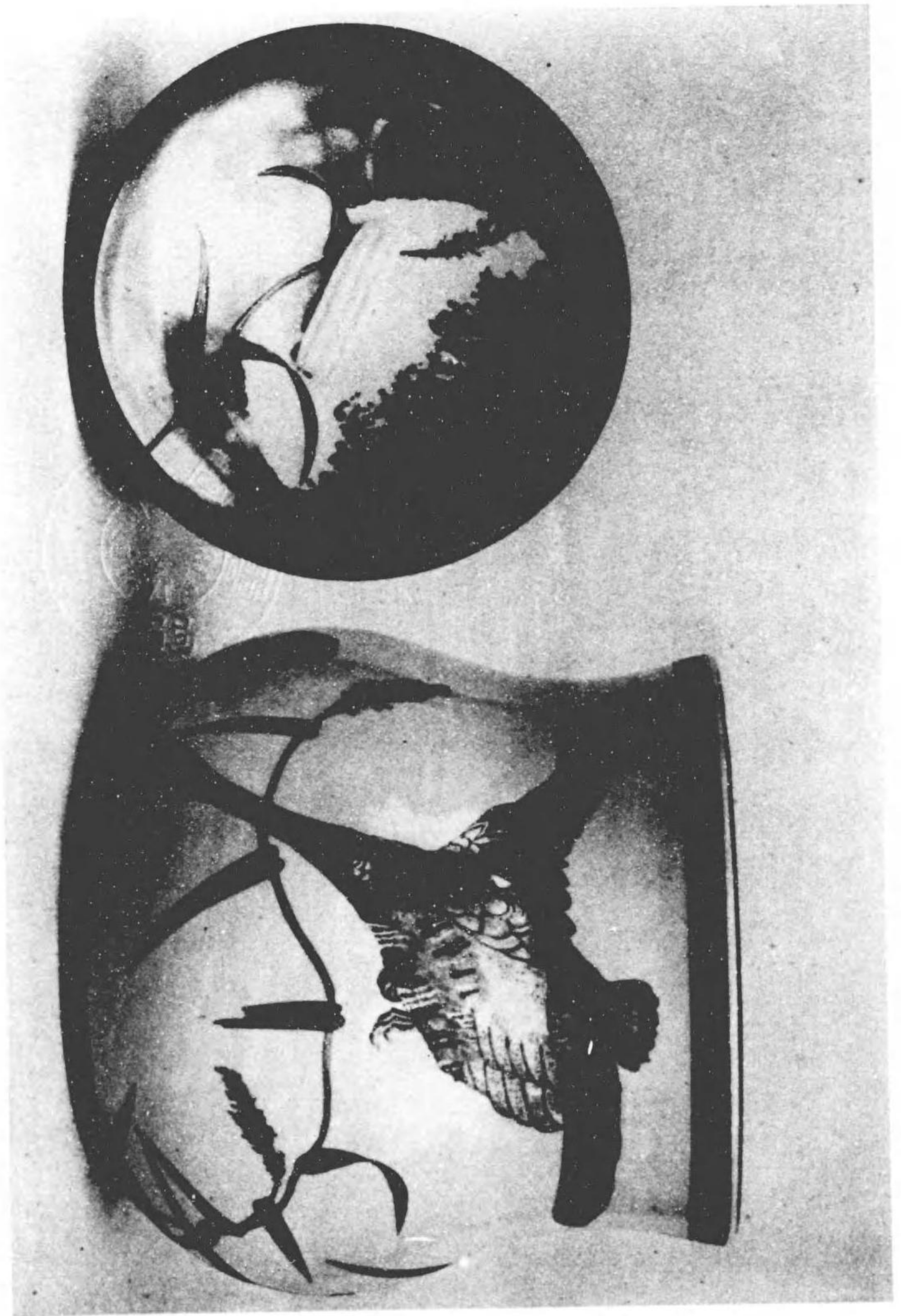
高さ五寸八分、口徑五寸二分の土物、薄い白茶釉に小さい水
裂があつて古清水の如き地膚に萩の花を白釉、葉を綠釉で
描いた所は酒井抱一の畫風から脱化した面影が見えて、溢
れる許りの情趣がある。



第十一 鳴鳳筆袋形月蘆雁繪錦手水指

井伊伯所藏

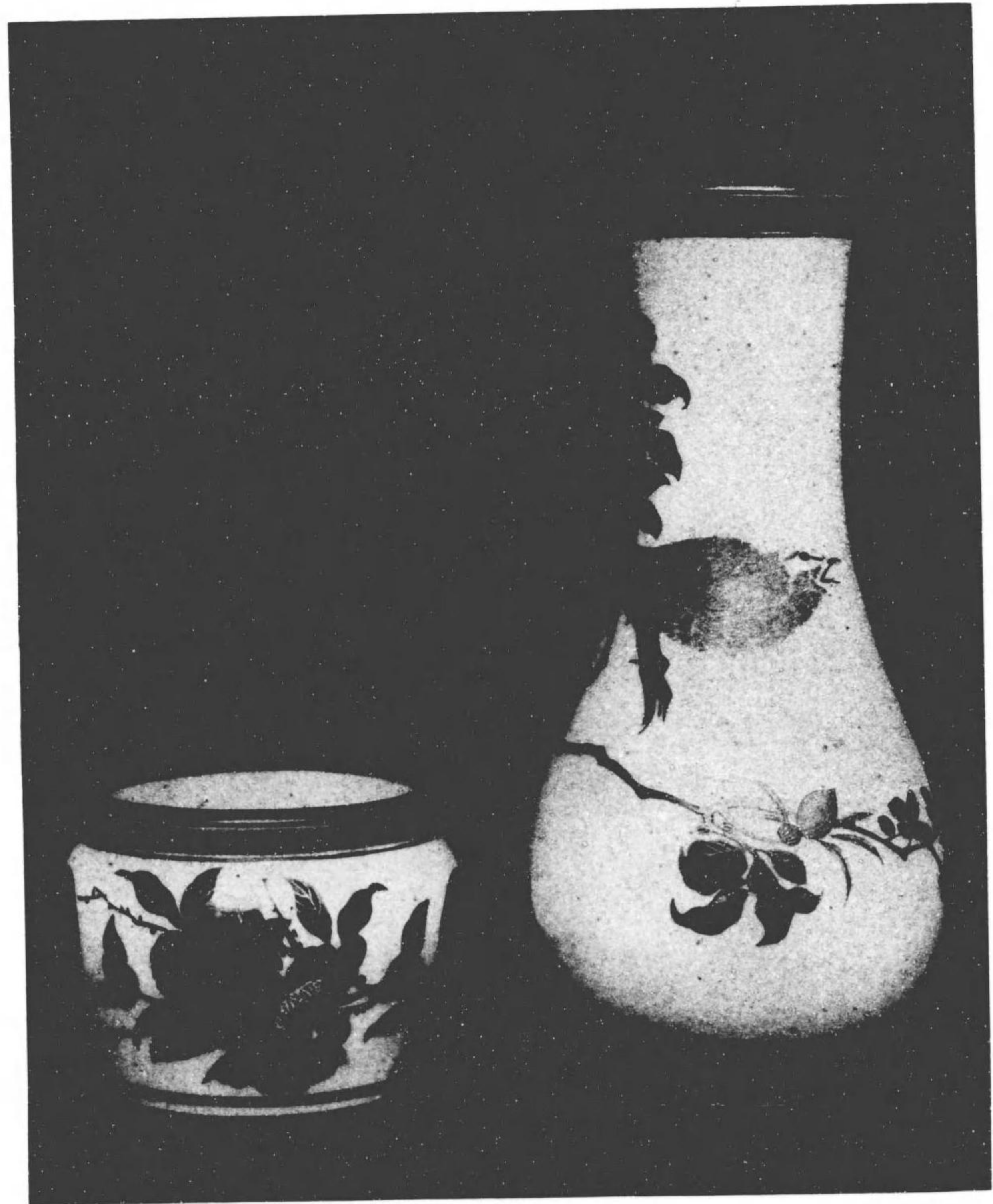
高さ五寸、口徑四寸七分の共蓋袋形、地膚の白い所へ鮮麗な赤で放膽なる蘆と飛雁を描いて金を使い、蓋はむくみ上げる程に金のみを用ひて月を現した奇抜な品である。織巧な繪付をする鳴鳳が作品としては珍しい離れ技のしたものである。が、仔細に見ると矢張り特有の織巧な手が見える絶品である。其蓋風は圓山派の寫生から來た意匠で、湖東鳴鳳の銘がある。蓋裏と内部の全體に特色の青味釉が使つてある。これは湖東の赤繪物を見る一條件である。湖東の銘を入れること、赤繪物の邪寃にならぬ所に青味釉を用ひて湖東總の特色を飽くまで保持したことは直弼が意見に基いたことで、此様な項末のことにも蓋裏が意地の強い性行が窺はれる。



第十二 鳴鳳筆花鳥繪錦手杓立と蓋置

某氏所藏

高さ杓立は五寸、蓋置は一寸七分、共に内部に湖東約束の青
味を含まして外部は白釉の地膚へ赤で椿と小鳥を描いて
處々に金が使つてある。これ亦鳴鳳が逸品で、先きの蘆雁
の水指と取揃へたら好封の品である。



第十三 鳴鳳筆有職文様金襴手丁子風爐

井伊伯所藏

高さ七寸九分、外部を白釉にして内部に青味がある。濃い赤と金で種々なる有職文様を描いた頗る絢爛な品であるが何さなう落付いてある。足は金塗で細い唐草を現し、形態優雅にして文様整美した逸品である。



第十四 伊萬利寫色繪十角皿 三色版

井伊伯所藏

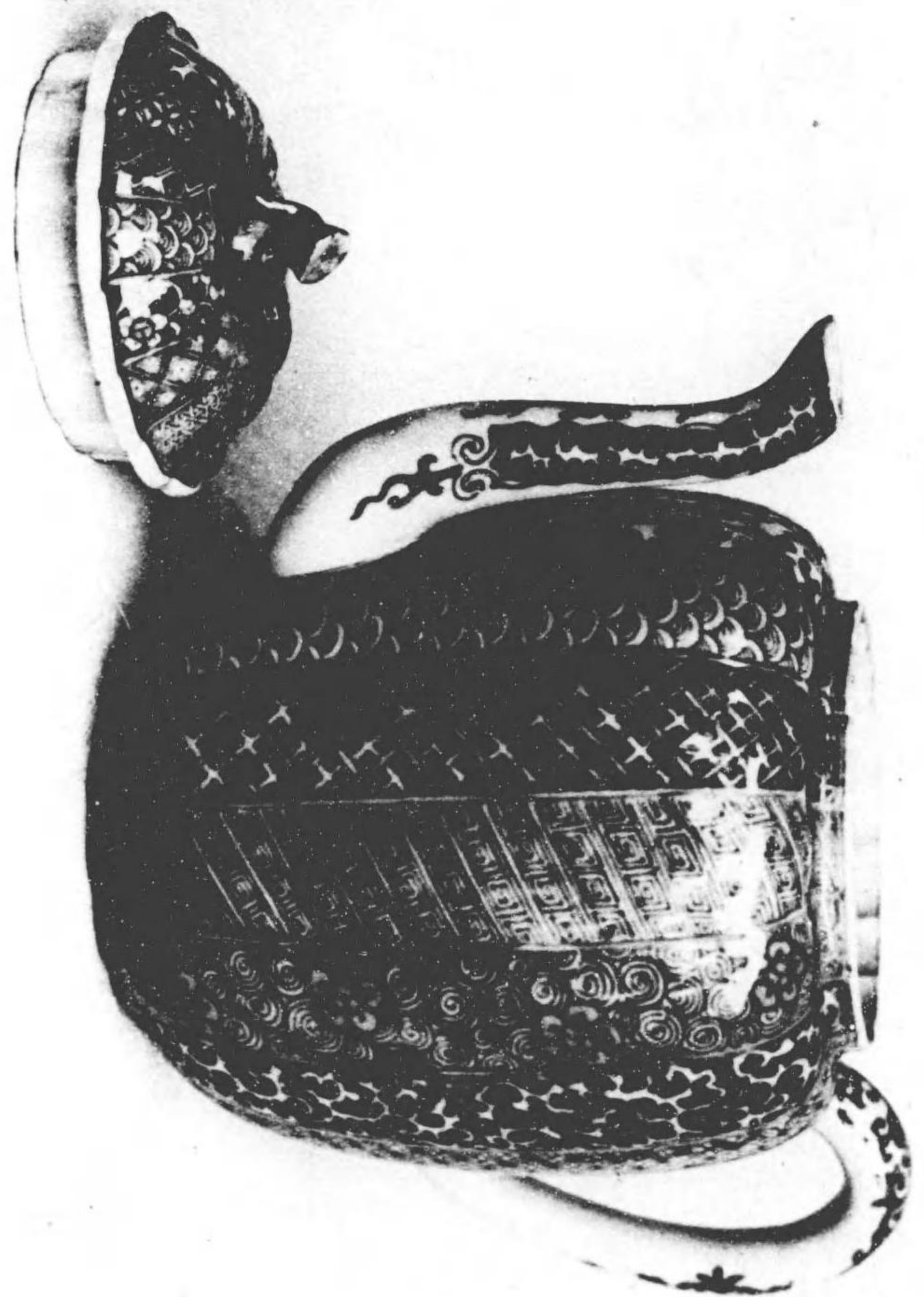
高さ一寸五分、徑七寸四分、見込に丸龍を描き縁の十区内には青、黄、緑、赤の彩釉を用ひて模様を書いた伊萬利を寫したものである。若し湖東銘がなかつたら、立派に伊萬利物で通される技倆が現れてゐる。



第十五 剝蜜柑文様染付水注

井伊伯所藏

高さ六寸四分の剝いた蜜柑形、蓋も身も全體に十六に區劃してあるから、蓋と身は一定の場所でないさ合はない作振りである。袋毎に細密な文様を極めて優良な呉須で描いてある。湖東が唐呉須の優秀なものを多量に用ひて込入つた文様を描いた其特長が現れて頗る豊潤なものである。



Faint, illegible text or markings on the right page, possibly bleed-through from the reverse side of the page.

第十六 杏翁筆四君子色繪小皿 長濱燒

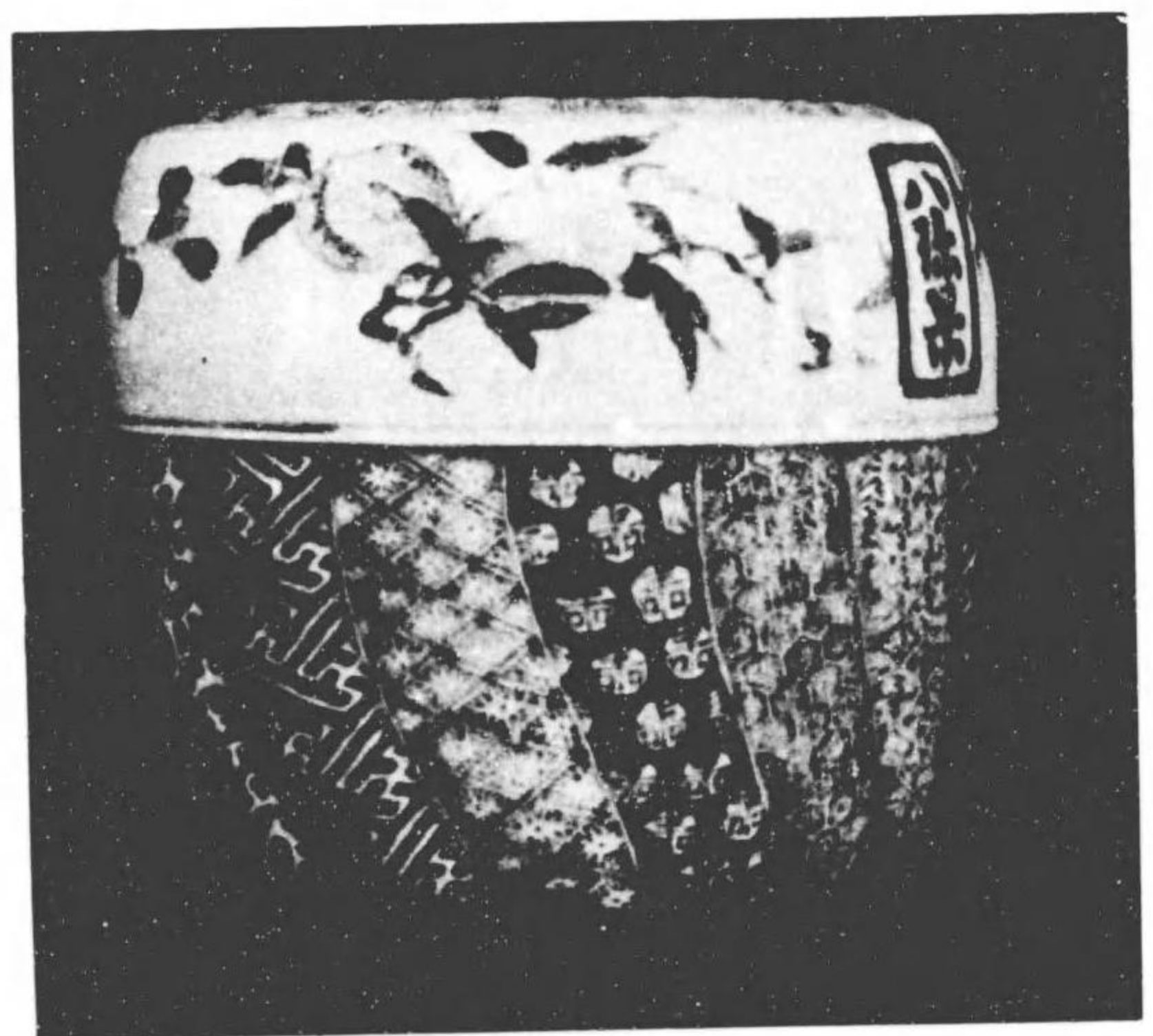
某氏所藏

徑二寸五分、西村杏翁が自製の小皿に紅綠白黃の彩釉を用ひて四君子を中央から右方の下に偏して描き、左方の上部に詩句を畫いて器面の調和を取つた長濱燒の優作である。

第十七 棗形腰捻八珍果模様染付水指

某氏所藏

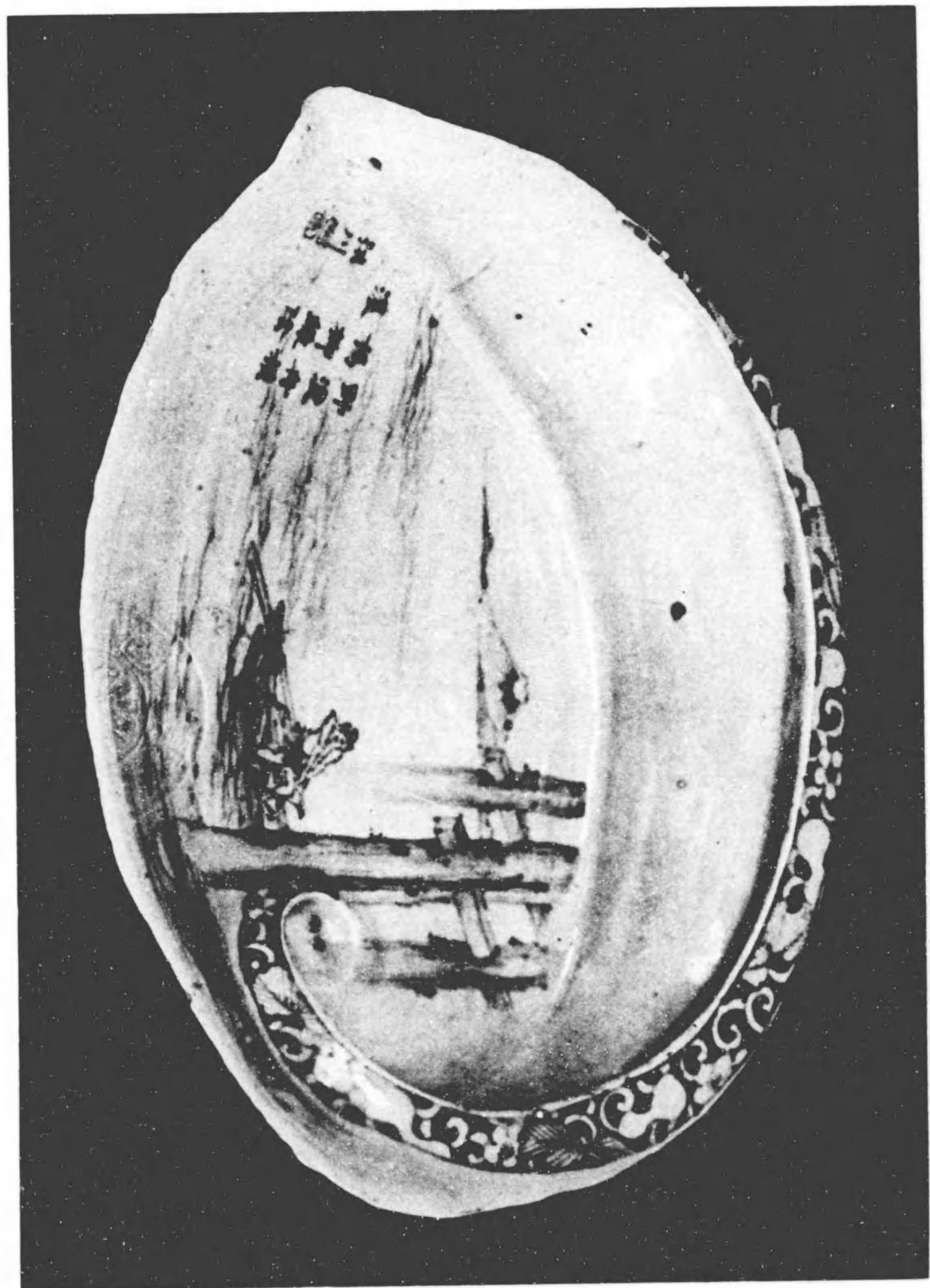
高さ五寸五分、口徑五寸の棗形、上部と蓋に入珍果を描き其筆意は文人畫である。其下部を捻じて十六に區劃し種々な文様を畫いた優麗な品である。



第十八、鮑形山水浮世繪染付鉢

某氏所藏

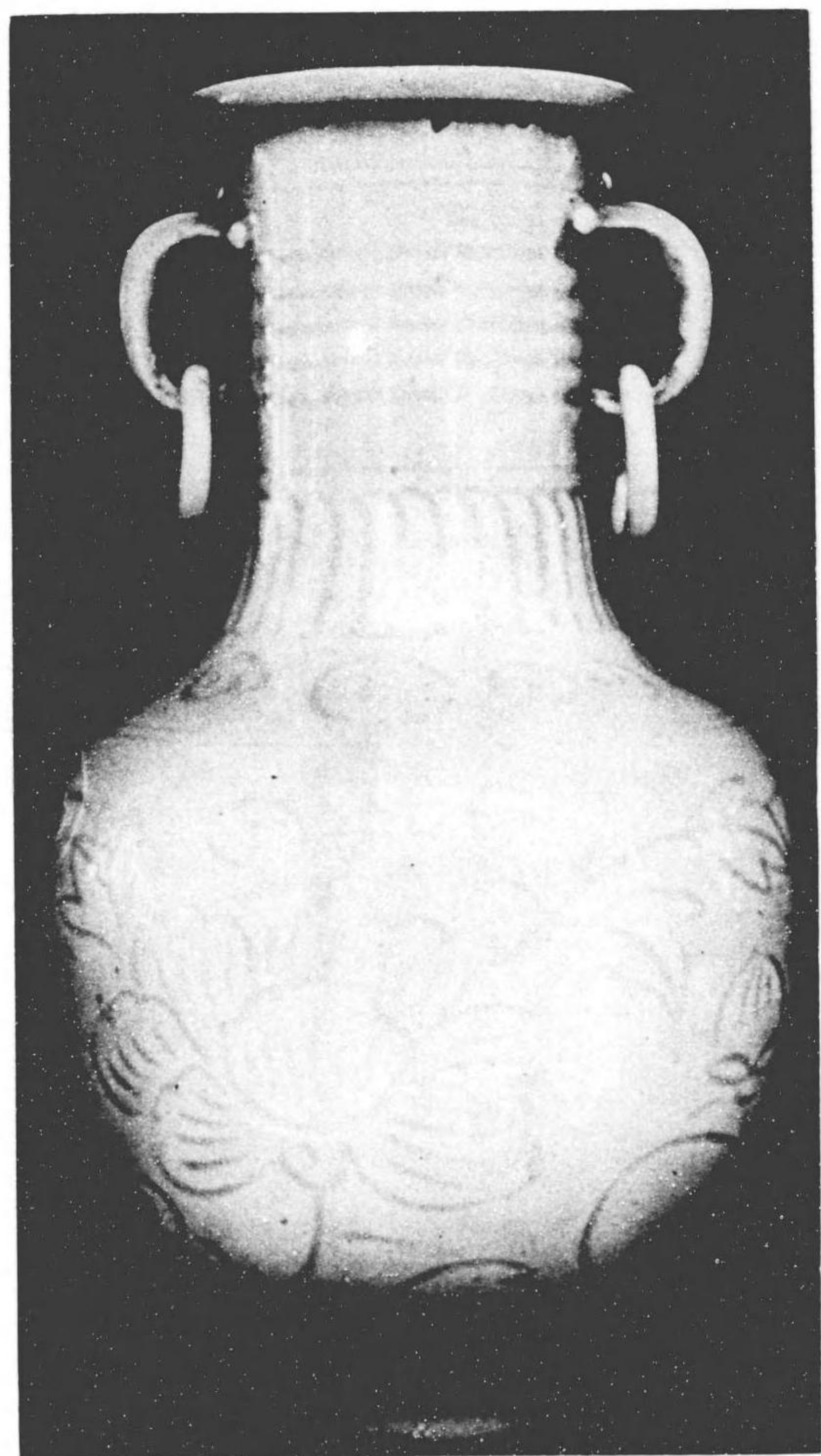
長徑一尺二寸の鮑形、貝の縁に夕顔を描き、右方に橋杭と舟を漕ぐ人を描き、遠く富士の山を望む所は正に文人遊を基として意匠を北齋風の浮世繪によつたもの、其遠近を現した所は西洋描法である。かゝる繪付は湖東焼に餘り類例のない珍しいものである。呉須色を淡くして落付かし、其形態と繪畫とが相應する儘に注意した點に陶工畫工の技倆が見える。



第十九 遊環付沈牡丹青磁花瓶

某氏所藏

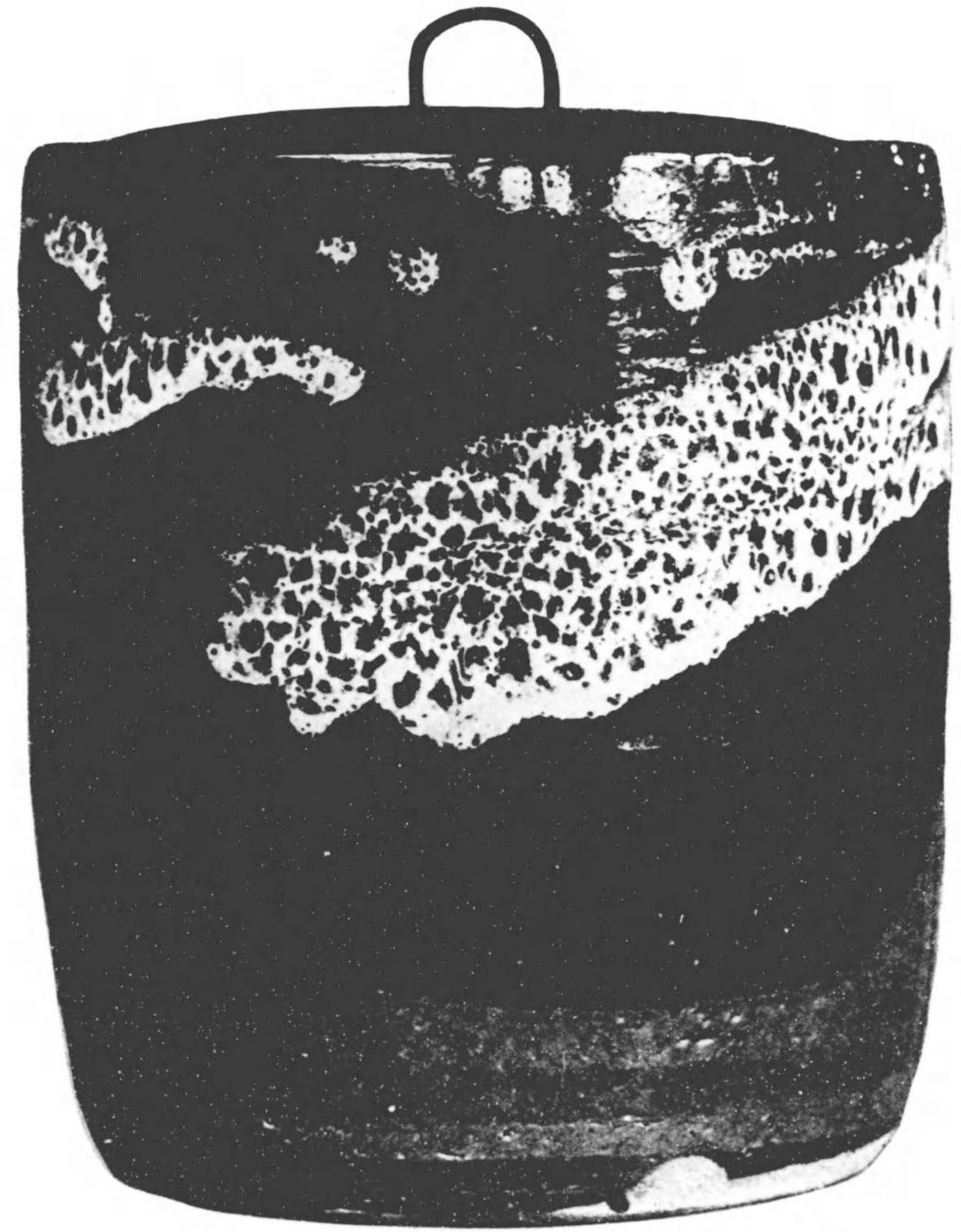
高さ一尺二寸の磁青磁の花瓶にして放膽なる牡丹を彫つたものにして遊環付きである。其形式の優雅なる磁色の豊麗なること湖東青磁中の逸品で安政三年湖東刻印がある。



第二十 高取寫水指 三色版

井伊伯所藏

高さ五寸七分、口徑四寸七分の土物、潤澤なる茶褐釉の上に
青白色の斑釉をかけたる温麗なるものにして、鎌倉の湖東
刻印と龜の判とがある。



第廿一 吳洲赤繪鉢

某氏所藏

高さ四寸一分、口徑六寸三分、赤と緑にて輕妙な模様を描いた吳洲赤繪を寫したもので、一見本物さしか、見えない技倆が現れ、安政三年の湖東刻印があるのが痛快である。

第廿二 山水繪染付水注

某氏所藏

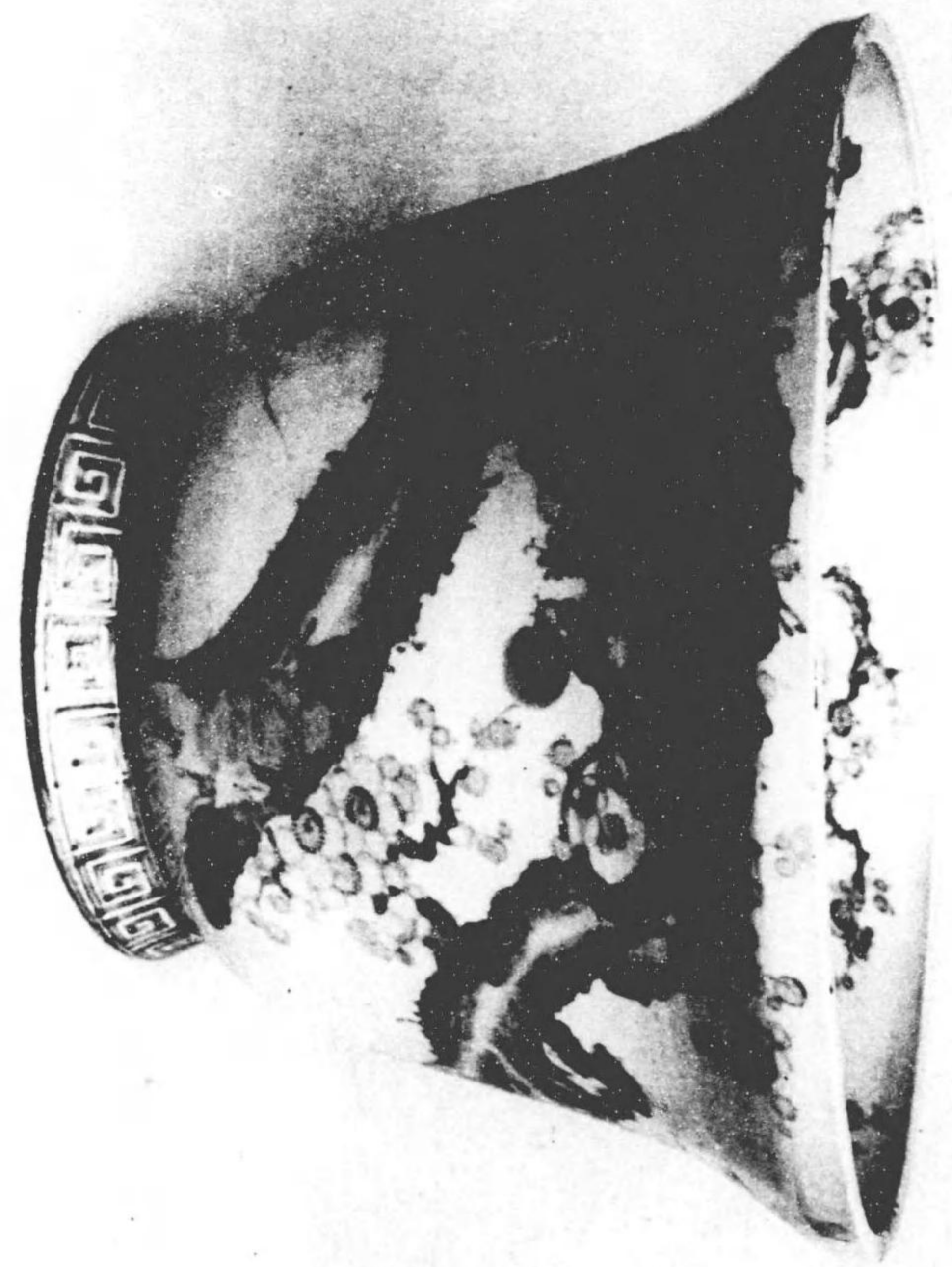
高さ六寸、其形式は支那風を寫し文人調の山水樓閣を優良な吳須にて描いたものにして、地膚吳須色畫風共に湖東の特有が現れた品である。



第廿三 梅繪染付水鉢

井伊伯所藏

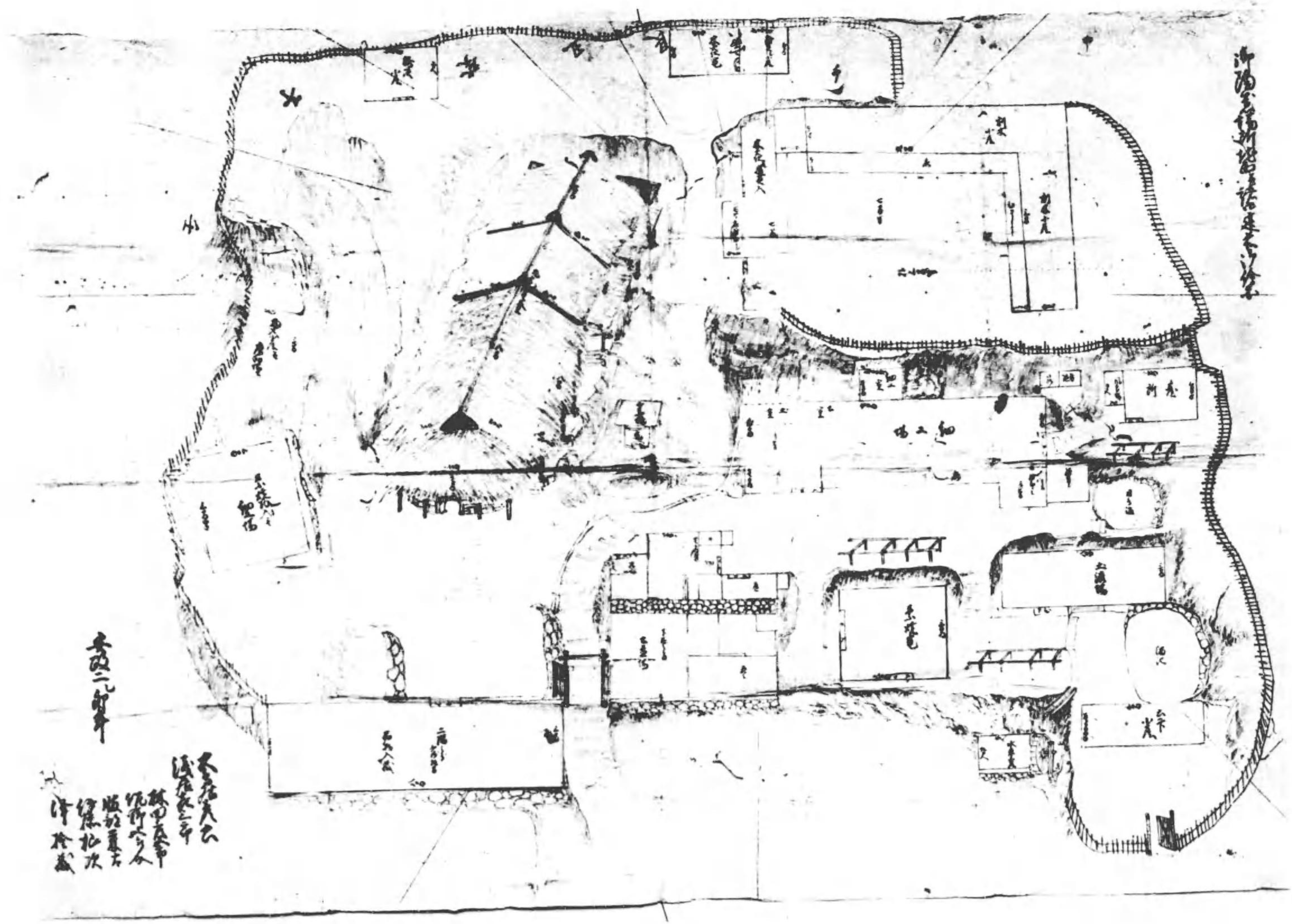
高さ八寸、口徑一尺一寸の水鉢、光澤ある綺麗な白い地膚へ
五度磨り吳須で梅の大樹を外部から内部へ書込んである。
其幹枝の巧妙なる配置、雄勁なる筆致は本畫家の手になつ
たもので、其意匠は長崎風より來つた豪華な作風は堆朱蓋
物に比するに正反對である。



第廿四 湖東窯場繪圖 安政二年現狀

佐藤太三郎君所藏

安政二年に御普請方で作製した繪圖、大鳥居彦六、淺居喜三郎は御普請奉行、林田彦五郎以下は陶器方の御用掛であつて林田は元締(課長)である。此現狀は直亮時代から繼續して來たもので、翌三年から窯場を増加し、工場住宅を増築して大に擴張された。



冲陽堡新營地...

長...

本營大...

湖東焼の研究

北村壽四郎著

第一章 總説



武勇を以て天下に鳴り、功を以て三十五萬石を領し、關西の旗頭として英名を轟
した井伊家の彦根城下は、洋々たる日本一の琵琶の湖を控へ、以て船舶集散し、東は
中山道に西は京大阪に北は北陸に通じ、湖東一帯は近江の沃野に連りて四通八達
の地であるから、殖産の道も開けてある様に、考へられるが、天下に名乗つて出られ
る濱縮緬や蚊帳麻布の如きものも作られず。且又近江商人の特色とする天秤棒
を擔つて六十餘州を行脚する様な膽略ある商業家も出なかつた。只徳川時代の
末期になつて奮然起つて陶業を思立ち、殖産の道を開いた起業家が現れた。時は

文政十二年(西暦一八)十月、仁孝天皇の御世、藩主井伊直亮(なほら)の代で人は絹屋半兵衛、島屋平助、西村宇兵衛の三人、器物は玆に説かんとする湖東焼である。

當時我國の陶業界を見渡すと西に伊萬里、東に瀬戸、又京都の如き九谷の如き、何れも駭々として進歩發展の域に赴いた、其餘波は陶業の未だ開けなかつた、彦根にさへ波及し來つたのである。其昔し慶長の末、歸化の朝鮮人李參平等の手によつて、白磁礦が発見され、肥前有田に九窯(登窯の一種朝)を築造し、始めて磁器を焼成し、陶業界に一新紀元を劃して未曾有な進歩を現すに至つた。此流を汲んで九谷は、萬治年中に後藤才次郎が有田に學んで磁器を製するに至り、文化四年に加藤民吉によつて瀬戸では肥前から習つた九窯を築いて新製焼の磁器が造られ、京都では寛永の頃仁清出で、日本趣味を發揮した、京焼の基礎を固め、其後木米、道八、六兵衛與平、保全などの名工輩出して、盛に斬新優美な品を産出し、各地の陶業は頓に勃興した時代である。従つて陶器熱は四方に波及して起業心を奮興せしめた影響で、彦根の東南一里に足らぬ坂田郡原村(島居本村の大字)に仁右衛門といふ造酒家が無經驗ながら陶工を雇入れ製陶を始めた。そして之が後代名品を出すに至つた湖東焼

の前驅となつたのである。尋で京都に往來して盛に古着の賣買取引を營業として居る彦根の絹屋半兵衛は、近く原村の焼物を見、京都に出で、は清水粟田の製陶業を見て、稍心を動かされて居た所へ、九州有田地方の陶工に逢ひ、彼から製陶の利潤の多いこと、趣味の深い事業であることを説かれた時、絹屋の氣風としては、とても躊躇して居られなかつたから、早速之を彦根に連れ歸り、島屋平助、西村宇兵衛の兩人を説きつけ、共に資本を出し組合で製陶業を創めることに決した。

一般に湖東焼と稱するは藩窯をいつたものであるが、其窯の系統から云ふと、三時期に區劃される。之を表示すると左の通りである。

民業絹屋窯(文政十二年十月より天保十三年九月まで)

湖東焼 藩業 藩窯(天保十三年九月より文久二年閏八月まで)

民業山口窯(文久二年九月より明治二十八年まで)

民業絹屋窯は文政十二年(西暦一八)十月から天保十三年(西暦一八)九月に至る十

四年間の經營で、始め彦根の城南にある芹川の左岸晒屋に築いたが、翌年石田三成の居城であつたから、俗に古城山（古き山）といつて居る佐和山の麓古澤村（青波村の大字）に移し、主として磁器を造り、傍ら陶器を焼いたが、平助宇兵衛共に去つた後は、宇兵衛獨力で之を繼續した。併し資金缺乏の爲めに屢困難に陥り、藩用金を借用して漸く危機を脱したことがある。然るに天保十三年九月突然御用窯を命せられて藩廳に献上した。其時代に久平といふもの別に土燒窯を興して陶器を製作して居たが、後に文助に讓渡した。

藩窯は天保十三年九月元の御家老小野田小一郎（爲典）が直亮の命を受けて絹屋窯を上納せしめて藩窯としたのが其起元である。御普請方に陶器方を置き御普請奉行をして之を管掌せしめた。が、文久二年（西暦一八六二年）閏八月に至つて廢止し其間廿一年を経た。藩窯中藩主の年別を列記すると左の通りである。

第十四代井伊直亮（天保十三年九月から嘉永三年十月まで）八年二月

第十五代井伊直弼（嘉永三年十一月から萬延元年三月まで）九年五月

第十六代井伊直憲（萬延元年四月から文久二年閏八月まで）二年六月

直亮は將軍家齊家慶の二代に仕へ。天保四年十一月御用部屋に入り（大老となり）六年十二月御大老となり十二年五月に至つて御大老を辭した。其間九ヶ年、其頃江戸は奢侈に登つた絶頂とも云ふべき時代、打續いた二百餘年の太平の爲めに、奢侈に流れたが、美術工藝の進歩發達はいたく促された。直亮はかゝる時代に御大老となつて諸侯の贈答、數奇を凝し、しかも道具好きの人であるから、湖東焼に於ては大に期待する所があつて優秀な品を燒成し、今に古老は天徳院様時代（直亮の法號）として其頃の製品を賞讃して居る。これは金襴手の精巧なもの（引出物の染付に優秀な作品があつたからである）。

直弼は多方面の趣味に富み、凡て事に當つては、尋常一様では満足せられず其蘊奥を極め、一流一派を立つる程の氣概があつた。既に武術の居合は更なり、茶道華花に於ても一流の祖となり、且性質が器用であるから自製の茶杓、手造の樂燒の如き中々巧妙なものが多い。かやうな性行だから湖東焼に於ては他國の御庭燒に比べて引けを取らぬ佳品を焼上げ様として、陶工繪師共に専門の技倆あるものを多く採用して之に従事せしめ、大老役中の最も多忙を極めた時代でも、資金として

手元金さへ下し、且は自ら意匠を凝して好みの品物を焼成せしめられた。此時代に湖東焼として染付赤繪共に最も優秀なものを焼上げて其聲價を高めたことは後に詳述する。

直憲の時代は萬延元年(西暦一八六〇年)から文久二年(西暦一八六二年)まで僅に三ケ年未滿であるが、櫻田事變の爲に直弼は横死し、之が爲に湖東焼は一時中止したが、萬延元年の末頃から製陶を續けて烟を擧げることになつた。併し直憲は十三四歳の少年であるから、未だ陶磁器の趣味が湧いて居らない。只先代からの職人が製陶に従事し、直憲が文久二年に京都御所へ御上使として參内した時に、優秀な品を製作せしめて献上贈進に使つた。併しながら財政の窮乏もあつたが、直弼が開國一條からの壓迫が湧上つて、同年閏八月湖東窯を閉鎖せねばならぬ破目に陥つた。

彦根は直亮の弘化四年から直弼の嘉永六年末まで七ケ年間相州海岸の警衛に従事し、同年末之を免せられて更に命によつて江戸近海を警衛し、翌安政元年四月其の警衛を解れたが、御所炎上のため更に京都御守護を罷にせよとの達しに接して直憲の時代にまで及んだ。之が爲に年々多大の經費を要して藩の財政は大に

缺乏した所へ、櫻田の事變が起つて士卒の東下する者日に多くなり、従つて財政は益困難を訴ふるに至り、領民から御用金を徴收するに至つた。そこへ以て文久二年閏八月京都御守護を免ぜられ、神崎蒲生兩郡中の領地の上地(收没)を命せられたから愈堪らぬ。忽ち同月末に藩窯は全く終焉を告ぐるの止なきに至つた。

藩窯時代に久平の土燒窯を譲受けた文助出で、雅趣に富んだ陶器を製し、赤繪の焼付は安政三年(西暦一八五六年)八月に御普請方の許可を得た犬上郡高宮村の赤水坂田郡原村の床山、烏居本村の自然齋、彦根の賢友の四人が窯元となり、廢窯後も焼付をして居た。又安政四年に龜七が藩窯の近くに土燒を始め、同六年十二月に犬上郡敏満寺村は窯土陶土の出づる所であるから、同村の清八、惣五郎の兩人が陶器の製造に着手した。尙天保の末から藩士中に樂燒の自製が盛に行はれ、御抱以外の赤繪焼付の名工に幸齋、鳴鳳などが居た。又京都からは清水六兵衛、和氣龜亭、水越與三兵衛、永樂保全なども來つて製作したことがある。

山口窯は藩窯の後を繼承したもので、文久二年九月から着手した。始め藩窯に居た喜平、喜之介の兄弟と、畫工の松之介、鐵次郎との四人が共同で製陶に従事した

が、元より小資本のことゝて、發展するの餘地がなく、喜之介、松之介、鐵次郎が共に手を引いたから、山口喜平獨り小仕掛で日用品を焼成繼承して居たが、明治二十八年(西曆一八八九年)に喜平の死亡と共に終に湖東窯は廢滅に歸した。其間前後相通じて六十七ヶ年を経過した。今は其工場のあつた所に階段状の石垣を存し、平地は桑畑、蔬菜畑となり、丸窯跡は雜草や竹林の生茂るにまかせ、其邊一帶に陶磁器の破片散在し、窯道具に釉藥の流れかゝつたものを使つて石垣を築いてある様を眺めては、大老が三十五萬石の藩窯として一時盛大を極めた俤が、今尙髣髴として浮び出される。

明治維新に際し彦根藩の制度を改革して生産方をおき、殖産の道を講じたとき湖東焼を再興するために、彦根の東南芹川村にある圓山の地に工場を設け、窯を築いて器物を焼出した。時は直憲の治世明治二年(西曆一八六九年)である。先の湖東焼と區別して圓山湖東焼と稱へ、品質はとても先の湖東焼に及ばなかつたが細々ながら明治四年(西曆一八七一年)七月の廢藩と共に廢窯となつた。其後圓山窯は放棄してあつたが、彦根の人北川助次郎が明治七年(西曆一八七四年)の頃圓山湖東焼を再興して陶器

を焼成したが、これ又收支相償はぬから明治九年に廢止し、彦根人樋口角藏、藤本孫九郎の兩人又其後を受け、信樂から陶工を雇入れて陶器製造を始め、明治十三年に孫九郎去つて後は角藏獨力之を經營して居たが、明治十五年終に廢窯した。茲に至りて終に圓山湖東窯も終りを告げた。

坂田郡長濱町の醫師西村李翁は頗る企業心に富み、且書畫を巧みにした人である。始め赤繪焼付けを爲し趣味を増すに従ひ、素地の意に適するものがなかつたから、明治三年(西曆一八七〇年)邸内に古窯を築き陶工を雇入れ、繪畫は自ら書して器物を焼成し頗る良品を造つたが、收支の點が思ふ様に行かないから、同七年廢止するに至つた。

第二章 民窯湖東焼(絹屋窯)

湖東焼を始めた絹屋半兵衛は彦根石ヶ崎町の八木田屋九右衛門の長子であつて幼名を新次郎といひ、絹屋半兵衛とは親戚の間柄である。半兵衛は實子がなかつたから新次郎を貰つて子とした。その後養父の歿したとき其名を襲いで半兵衛と改めた。彼は志望遠大で頗る膽略に富んだ人である。家は呉服を商ひ兼て古着を賣買した。彦根は京都と名古屋の中間にあり、且兩地間の大藩であるから、兩所の商人が常に入出したから物貨の集散地となつてあつた。従つて古着の如きも半兵衛は頗る大仕掛の商振りを發揮し、常に彦根京都間を往來した。京都に上ると何時も清水觀音へ參詣し、其都度清水坂、五條坂の窯業の隆盛なるを見て趣味が多く、且有利なるに心を動しつゝ居た所へ、有田地方の一陶工に逢ひ其勸誘を受け、愈起業心を動かされ、彼の陶工を連れ歸り島屋平助、西村宇兵衛を説き共に資金を投じて、製陶業を創始することに決定した。半兵衛は外船町の人、平助は彦根油屋町の人で、家は古着を商ひ後に氏を平居といつた。宇兵衛は彦根澤町の人で

家は世々御藏手代を務めた。

文政十二年西暦一八二九年今から九十四年前の十月町奉行所に願出でて其許可を得たから彦根城南の晒屋(晒山といふ)に彼の陶工の指導で窯を築き、細工場を建て、その周旋により更に有田地方から職人を雇入れ、茲に始めて製造に取掛り初窯の煙を揚げた。

かくして三人の手によつて湖東焼は開始された。これぞ後代に至り其遺品の一器一物が數千金の値を保ち愛陶家に賞翫される基礎の窯となつたのである。そして心配した初窯は事實不成功に終つた。之は棟梁の違算から起つたと云はれてある。だが勇氣を振つて翌十三年は天保元年と改り、西暦一八三〇年七月までに二度目の一窯を焼立て稍良品を得て藩主に獻納し、用命を受ける迄に進んだ。併し利益が得られない爲めに平助は從來の出資に對し一步五厘の利分を受ける約定で脱退した。晒屋は芹川の左岸にあつて水害の患ひあるばかりでなく、場所の狹隘と不便な土地であるから、同年七月絹屋は宇兵衛と協定して佐和山の麓古澤村の餅木谷(もちのきや)に改築の土功を興し、晒屋の苦い經驗が大な助けとなつて良成績を

得た。其佐和山の初窯で製作した内に「澤山初製」の銘を打つた酒盃がある。其酒盃は徑二寸弱薄手朝顔形の染付で、内に若松三本を描き高臺内に澤山初製の銘がある。これは初窯であるから祝賀の爲に親類縁者友達などに贈つた物で、關西では初窯の焼物で酒か茶を飲むと中風に罹らぬとの傳説があるからである。

天保二年に宇兵衛も亦去つたから、半兵衛獨力之が經營に當り漸次改良を加へて良好の品を焼上げ、販路も追々擴張して來たが、天保五年(西曆一八四四年)窯が破損し資金の缺乏を訴へる様になつたから、御仕法方御用掛杉原數馬(知行百石)藥袋主計(知行百石)上石文武(長じ藩治)に願出で國產方から銀五貫目を借用して瀬戸風の古窯(支那より傳來)に改築したのである。(有田系統を引いて起つたものであり、此古窯は九間のもの、此頃は瀬戸の陶工も交つて居たことが之に由つて推測される。従つて瀬戸の棚積法も輸入したのである。かくて製陶をつゞけて居たが、同十一年に至り又々資金の缺乏を招いたから、銀十五貫目の借用を御仕法方へ願出で、十二年に國產方から十五貫目を拜借した。これは産業獎勵上頗る優遇した貸付けである。)

絹屋は此資銀を得たから直に窯の改築にかゝり、諸道具を補充して益盛に焼成することを得るに至つた。そして拜借の冥加として一窯毎に金一兩(現今の價にすべし)づゝ上納することにした。

御仕法方は藩士以下多少の扶持米を貰つて公役に従事するものと郷町民を救濟する事務を管掌する役所で、平士を用ひて御用掛とした(平士とは知行五十石以上三百石以下)其役所は上片原の杉の下にあつた。

國產方は彦根藩の米札と稱する紙幣を製造する役所で、平士を御用掛とし、其役所は表御殿の樓門上にあつた。

絹屋へ貸付の銀十五貫目を現貨に換算すると、當時彦根で金一兩の相場は銀五十四匁五分であつたから、金二百三十二兩二歩三朱に當り、金一兩は約九圓であるから、約二千九十餘圓に相當してある。當時玄米一俵は銀二十七匁大工一日の手間賃銀二匁五分である。大工十日の賃銀は玄米約十俵を買ふべく、一日の賃銀は優に一家の生計が立てられたものである。故に之に比し十五貫目の貸付は頗る大金であつたが、産業の保護獎勵の爲に特に貸與されたのである。

半兵衛に一子があつて善左衛門といひ、養母の實家を繼がしめ、自分は小兵衛を養つて子とした。善左衛門は書を能くし、父を助けて帳簿の記入、焼物の賣捌に従事し、半兵衛は専ら製陶上の監督をしながら、召仕と共に下働をして居た。

窯は有田地方から來た陶工の指導によつて丸窯を築き、陶工は有田地方のものを用ひた外に、彦根船町の喜平と其子喜三郎(後に喜平に改めた)袋町の佐平の三人共に職人として働いたが、其他の陶工と繪師は不明であつて、特に有田地方から來た陶工の氏名が明にないのは甚だ遺憾である。天保五年に瀬戸から陶工を雇入れ、登窯を瀬戸風の古窯に改築し、其間數は九間(九)のものとした。これ丸窯は良品が焼成されるけれども、窯が大きな爲に燃料を要することが多いから古窯にしたのである。絹屋の製品は主に磁器であつて傍ら陶器を焼成した。肥前に次いで稍早く磁器の製造に着手したのは、九谷瀬戸の二ヶ所であつて、絹屋が文政十二年に磁器の專業で焼始めた頃は、京都でも青木木米、高橋道八、和氣龜亭などが京窯で磁器を焼上げるに頗る苦心して居た時代である。

湖東焼の原料は素地としては天草石を用ひ、釉藥には薩摩産の構灰(いすば)を交へ、其他

に信樂、石部をも用ひた。物生山石は磁器の釉藥に用ひられた原料である。湖東焼の特色である釉藥に淡綠(普通に青味と云つて居る)が帯びてあるは物主山石粉の配合量によるもので、その多少によつて淡綠の中にも濃淡の差が生ずる。物生山は佐和山の山脈が北に走つて犬上坂田兩郡の界をなし、其脈の殆ど盡きる所が、物生山峠で彦根から米原に行く間道となつてある。物生山石の出づる所は坂田郡物生山村(鳥居本村の大字)に屬して峠の附近である。東海道線米原驛から彦根驛に至る中間にある小隧道は峠の北端である。

吳須は始め唐吳須を用ひたが、高價であつたから、後には美濃吳須を用ひた。

陶器の原料は主として犬上郡敏満寺村(多賀村の大字)の小字澁谷、坂田郡百々村(鳥居本村の大字)から出る粘土を用ひ、窯土は敏満寺村小字新森から出る耐火力のある粘土を用ひて窯を築造した。藩窯時代でも窯の改築修繕には多量の敏満寺窯土を用ひ、京都で幹山傳七が清水に築造した丸窯にも此窯土を用ひた。

半兵衛が功績は、湖東焼の開祖といふばかりでなく、物生山で釉藥に青味の色彩を著ける原料を發見し、敏満寺村で耐火質の粘土を發見したことは、近畿製陶上に

没却することの出来ない事蹟である。

絹屋が用ひた諸原料の價額は時に高下があつたが、天保十四年の記録には次のやうに記載されてある。

- 十九匁五分 上々繪藥四斤半
- 二十匁 繪藥六十五匁
- 十五匁 漉石粉百貫目
- 九匁 石粉三十荷
- 三十匁七分二厘 敏滿寺土二百七十三貫五百目
- 金二兩(銀百二十九匁) 檜灰二個
- 五匁二分五厘 白繪土三貫五百目
- 二匁二分 同 一貫六百目
- 四匁五分 同 三貫目
- 七十匁九分 小割木四百九十六貫五百目
- 三十五匁七分五厘 大割木二百八十六貫五百目

繪藥とあるは吳須で前者は上々繪藥とあるが、一斤銀四匁三分、後者は目方六十匁が銀二十匁であるから、一斤の價は四十九匁であつて、却つて此品が上等である。此兩品共に其價によつて美濃吳須であることが知られる。

成形には轆轤四臺と筋轆轤一臺とを用ひて居た。有田系統を引いて起つた絹屋窯であるから此轆轤は蹴轆轤であらう。製品をおく板に棧板十五枚、六尺板八十枚とを用ひて居る。六尺板は長板のことで有田地方に多く用ひるものである。又窯詰には鞆類として九千餘個を充用して居る。九千餘個の窯道具は概括して單に外鞆とあるが、古窯地方の鞆積に用ひる鞆ばかりでなく、其内には丸窯の天秤積に用ふる天秤、シノ拔^{なげ}などや瀬戸の棚積に用ひたものがあつたらうと思はれる。製品は文房具、茶器、飲食品、厨房用器などで、天保十四年の記録に左の如き品種と價額が記載してある。

價額	品	種	十個の價
八匁二分四厘	千鳥繪	茶漬茶碗	百三
			八
			分

二十一 匁 九分	花繪茶漬茶碗三百六十五	六分
十七 匁 五分	湯呑 三十	五分
九十八 匁 六分 四厘	赤壁繪上出し茶碗四百十一	二分 四分
二 匁 八分	赤壁繪 德利 二ツ	四分
一 匁 八分	箕形皿 九ツ	二分
十三 匁 四分	五合入德利百卅四	一分
二 匁	一升德利 二ツ	一分
二 匁 二分 五厘	火鉢 九ツ	二分 五分
六 匁	水入 二	三分
四 匁 三分 二厘	杯百四十	三分

之に由て製品は染付と赤繪があつて、赤繪德利一個の價一匁四分としては高價であるから良品と思へる。赤壁繪の茶碗も赤繪であらう。
 染付の筆筒に『天保七年丙申鐵齋上人一明』として七言律一首を書いたものが

ある。其釉薬は稍粗うして光澤なく、淡い青味がかゝり、吳須の色は稍薄黒い方である。此品は無銘だけれど絹屋の製品である。

銘は澤山の二字を用ひ、若くは瓢内に湖東としたのがある。併し無銘のものが多い。寫し物も色々作つたが、安南寫の急須に瓢形の銘を用ひたものがある。

販路は彦根を始め彦根領内の茶碗屋に賣り、又大阪の瀬戸物問屋へも卸した。

其損益に就ては時に焼上の良否、時價の高下によつて一様でないが、天保十一年十一月に御仕法方からの質問に對し答へた書類中に「一窯に付、當時中品之處にて凡入用高二十兩計、内三兩繪具代、一兩二歩、灰代(橋灰の)其餘は惣手間、燒木、諸雜用に御座候、當時下働等は拙者召仕共にて仕候、右窯無難に燒揚候得ば、昨年來上方筋至て高直に付、凡二貫目位にて賣捌相成可申候へば、殘元十兩許御座候、内注文先へ指送り申候、運賃雜費に二百目相懸り申候、私共召仕等にて、下働仕手間取人數一手切に仕候て、益銀四百目計にも相成候得共、惣燒揚一様に無難に無之時は右益銀残り不申候、孰れ持運等にも損じ多出來不計損失相懸候儀も御座候、窯數燒立候時、諸手間人多指入候得ば、手前一手切と違ひ、始末取締人等も相加へ不申ては、行届不申、勿論

多人數爲入込候得ば諸費用に少々の喰違も有之、自ら益銀減少可仕儀に御座候』とある。

徳川時代の貨幣は金銀と錢を用ひたが、此答申書は金銀を混用してある。因て之を解説すると金三兩(銀百八)は吳須と赤繪料金一兩二歩(銀九)は檮灰代金十五兩二歩(銀九百)は工賃燃料其他の諸費、通計金二十兩(銀一百)は一窯に要する支出である。此一窯で焼上げた陶磁器を賣却して金三十兩(銀二)の收得があるから此收支を殘引すると金十兩(銀六)の利益となる。そして此利銀六百目の内運賃及び雜費に要する銀二百目を引去ると銀四百目の純益となる譯であるが、これは無難に焼上げたときの計算である。一ヶ月に一窯づゝ焼立て居たから此の割合では一ヶ年に四貫八百目(金八)の純益ある筈であるが、無難に焼上げたことは稀であるから割合に利益は得られなかつたのである。

以上は絹屋の製陶状況であるが、既に金一千兩の資金を打込んで其回收が得られなかつた爲め、更に十五貫目の資金を得て、雲間に月の晴れた心地、心丈夫に製陶を繼續して居たが、翌十三年(西曆一八)今から八十一年前の九月に至つて俄然霹靂

一聲半兵衛が頭上に落ち來つた。如何に大腹な半兵衛でも曙光を認めたかと思ふと、忽ち消えて暗中に陥つたのである。これは同年直亮が幕府の御大老を辭し十二年振りに歸城し、直亮に非常な信任を得て派利(はかり)の小野田と謠はれた元の御家老小野田小一郎爲典も尋で妻子及び信造等を拉へて彦根に歸り、外船町の下屋敷に居た。絹屋窯から立揚る烟を眺め、己れは樂焼を作つて趣味の覺えがあるから、主の命を半兵衛に傳へしめて御用窯となさしめた。主命は重いから辭することが出来ない、只其命に従つた。御仕法方の元締瀧谷右八郎、青木半之介の兩人は請取に來たから半兵衛は十四ヶ年間苦心して經營した所の窯場を始め製造器具家屋、陶土採掘所まで差出したものゝ、不平に堪えず一通の歎願書を御仕法方へ差出した。其内容を摘出すると、

- 一、製造場土石採掘場の年貢六斗八升四合は御普請方より納めること。
- 二、銀十八貫目の拜借銀の返納を無利足三十ヶ年賦とすること。
- 三、製造場製造器具古窯等に對し相當の代銀下付のこと。

此三ヶ條の要求は至當のこと、時世が異なるから今の見地で之を律することが

出来ないが、之れを受取つた御仕法方御用掛杉原數馬は其主務者である御普請方へ其書面を傳送した。御普請奉行西堀傳之丞安中半右衛門の兩名は小一郎の命を受けて半兵衛を説諭し、第一の年貢の儀は採用せられ、第二の返納銀は御普請方の關する所でないから御仕法方へ願ふべく、第三は採用せられず、無償上納といふことになり其代償として瀬戸物問屋株を與へられる約束で其説諭に服し、將來問屋資格を許可される一條に望を屬して終に全く斷念するに至つた。これ實に今から八十年前の天保十四年五月廿六日西曆一八四三年六月二十三日である。其後拜借銀は願の通り御仕法方から許可された。茲に湖東燒開祖の名を負うた絹屋の湖東燒事蹟の終焉を告げた。

弘化三年(西曆一八)七月問屋の一條は履行せられ、同時に彦根町の茶碗屋新五郎、橋本町の茶碗屋與兵衛、本町の茶碗屋彦八にも問屋株を許可せられ、賣捌條件として左の六ヶ條を示された。

- 一、陶器賣捌所は國恩の爲に精々爲方を熟考すること。
- 二、拂請代料は六十日目に半金、九十日目に皆納し正金にて上納すること。

三、上納金は時々の相場によること。

四、拂請品は定の直段にて賣捌くべきも定の直段にて賣れ難きものは直下を請ふこと。

五、京都大阪にある賣捌會所からの注文は故障なく輸送すること。

六、世話料として一割五分を與へられること。

半兵衛の窯場無償上納に對し、問屋株を與へられたが一割五分の世話料と多少の利益收得に止り、直亮の時代は其他に何の手當もなく、其儘に経過した。直亮は嘉永三年(西曆一八)に家督して彦根城主となり、同五年四月晦日西曆一八五二年六月十七日半兵衛に金一千兩を獻納した資格に相當する名譽の表彰を施した。これ御家老では岡本半介(黃石知行九百五十石後)町奉行では勝野五太夫(知行四百)御普請奉行では大久保權内(著者)等の盡瘁で此表彰が施行されたのである。

外船町

半兵衛

右之者廿四年以前瀬戸物燒發起致、燒立候處損じ等夥敷損失相掛候へ共、段々

骨折燒立相考、追々損失埋合之及場候處窯元御普請方へ引請に相成、右様之次第にて瀬戸物燒立發起之志に付、右爲規模苗字御免申渡候間其旨可被申渡候以上

子四月晦日

老中

町奉行衆

茲に老中とあるは家老中の略である。かくて半兵衛の無償上納は聊か苛酷の感があつたが、直弼は金一千兩、今では殆ど一萬圓に近い獻納者と同様に取扱ひ苗字を許可したのは奥床しい處置である。是に於て半兵衛の窯元であると起業家の模範として當時町人に於て無上の名譽の表彰として居た苗字を免されて伊藤と稱し、彼が十四ヶ年間、幾多の苦心經營は永く紀念として伊藤の二字に存することになつた。元來彦根藩で起業家に苗字御免はなかつたから、半兵衛に苗字御免は比類のない優遇である。そして苗字御免は一代切と永世とあるが、半兵衛のは無論一代切である。そこで萬延元年西曆一八六〇年に至り半兵衛は病氣にかゝり、年は老い病は重く終に又立つことが出来ないことを慮り、陶器燒立の發起と苗字御免

の恩命を長く子々孫々をして拜戴せしめたいとて永世苗字御免を願出たけれど、半兵衛は七十歳の長壽を以て此年六月廿五日八月十一日死して其恩命を拜することが出来なかつたが、井伊直憲より翌文久元年五月晦日養子小兵衛に永世苗字を許可された。

絹屋窯の事蹟を摺筆するに當り猶一言云つておきたい。絹屋の窯は九室に區分したもので三四人の職人が四臺の轆轤を用ひて製造したに過ぎない。それが藩窯となつて安政三四年以後は丸窯、古窯、土燒窯の三種十九室にまで増加し、五十餘人の職人が、三十八臺の轆轤を運轉しつゝ製造に従事した。そして此處で燒立てられた品物は幕府への獻上品となり、公卿諸侯への贈進品ともなり、鍋島や伊萬利にも餘り引けを取らぬ良品を産するに至つて流石藩窯丈けあつて半兵衛の力では、遂げ得られなかつた成績を挙げた。半兵衛が町方の役所へ差出した願書の一節に「御普請方様へ、御引請被仰付被下置難有右様相成候へば、窯元も永續可仕儀にて、實に難有奉存候に付而は、右瀬戸物窯、建前竝諸道具、其外土取場地面迄、私燒立居候儘奉指上、永々窯場繁榮仕候はゞ、發起の功も有之、末世迄も發起之印相殘候様

之念願に奉存候云々とある。是天保十四年に差出したもので、安政萬延の頃は半兵衛が豫期以上に發展したから、彼が念願たる窯場繁榮の目的は達せられたことを、彼は之を見て大に満悦したのであらう。併しながら末世迄も發起の印相殘候様と望んだが窯場は廢絶に歸した。されど其遺品は愛陶家に垂涎珍重がられて秘藏物となつたから、湖東焼の名は骨董界に其器物と共に未來永劫相滅せぬだらう。されば半兵衛が湖東焼を發起し、十四ヶ年間持續した其功績は鳩の湖に照る明月のそののやうに赫々たる光明を放つのである。

第三章 藩窯湖東焼

第一節 概説

足利の末葉に始められた茶湯は、江戸時代の奢侈に連れて大に流行し、美術工藝の進歩を促した。其内でも陶磁器は器物として、成形が容易で焼成の變化がある爲に興味を曳き、中には鍋島、平戸、薩摩、八代、相馬、紀州の如きは藩窯を起して獻上進物の用に供したものである。然し彦根ではこんな趣味の深い器物の産出がなかつたから、數奇者の直亮には如何にも淋しく感じられたであらう。これより先き小一郎が直亮に扈從して江戸に居た天保の初年、江戸向島に居て青貝細工を業とし、奇智に富み辯口巧な、信造に目を掛けて居た。信造は尾張の生れで、陶器製造の法にも通じた人である。植木屋惣兵衛は向島に廣大な庭園を設けて、種藝を業とし、豪奢で有名な中野碩翁が庭園の修築を擔當して居た。信造は惣兵衛とも懇親であつたから、小一郎は此兩人を利用して碩翁に通じ、大なる目的を達した。これ

より小一郎は直亮の信任益篤く、威勢藩の内外を傾け、天保六年には家族をも江戸に移した。十一年に幕府の吏員立會の上で碩翁が有名な向島邸を譲受け、後間もなく退隠し、家を甚之助に譲りて此別荘に老した。附近に樂焼の陶工が居たから其法を教えられて、邸内に窯を設け慰みに自ら製作して居た。彼は屢吉原で豪遊をやつた人であるから、吉原の町名主西村佐平、藐庵と號した人とも懇意になつて樂焼を教えられたのではあるまいか、彼が性行からいつても藐庵と交りがあつたらう。其關係から樂焼の名手三浦乾也とも交つたであらう。

直亮大老を辭し、天保十三年五月彦根に歸城し、小一郎は遅れて妻子並に信造と惣兵衛の子忠兵衛を召連れて彦根に歸り來つて、外船町の下屋敷に居た。(忠兵衛のは槻御殿、槻御庭の庭來つたの園修理の爲めである)道具好きの直亮と樂焼趣味の小一郎とは絹屋窯を藩窯として思ふ儘のよい品物を焼立て様と思込み、同年の九月小一郎は命を受け先づ試みとして御用窯にすべく、御仕法掛から半兵衛に通達させた。御領主の仰せとさては流石に大腹の半兵衛も、止むを得ず滿腔の苦痛を忍んで、唯命に従つた。是に於て、藩窯は御仕法方の所管に屬し、御用掛舟橋右仲(知行三)杉原數馬が小一郎の指揮

を受けて之を主事し、瀧谷右八郎、青山半之介は元締(元締)となり、尙若干の下役を置き(元締から採用)製造場は信造と庄兵衛の兩人をして、擔當させて職工を使役し、こゝに當初の役割が定まつた。

職工は絹屋時代の者を採用し、尙良工の招致にかゝり、陶土は絹屋の採掘して居た敏満寺、物生山、百々山、以外に陶土探索の必要が起つたから、右八郎、半之介は信造、忠兵衛と外に尾張瀬戸から來て居た陶器御用達中本次三郎の弟武六と共に、先づ敏満寺山を調査し、尋て龍潭寺山、大洞新田、物生山、彦根山、磨針峠、百々山等の土を採集して適否を調査し、敏満寺山、物生山、磨針峠の陶土を採用することになった。同年十月絹屋の半製品と共に御用窯第一回の焼立を遂行して後古窯の改築に取掛つた。

此頃は全く御仕法方の事業ともならなかつたが、翌天保十四年五月御普請方の支配に移し、全く絹屋の手を離れた。此時の御普請奉行は西堀傳之丞と安中半右衛門の兩人である。

直亮は湖東焼の優秀なものを焼成して、一廉の國産としたい望みであつたから、

先づ肥後の天草石や薩摩の燐灰を取寄せ、陶工繪師の名工を廣く各地に求めた尾張から佐平と徳四郎、佐治右衛門の兄弟の陶工、加賀から村井勘介と佐吉、京都から小林源六の如き繪師が來て製陶に従事するに至つたが、此後に御抱えになつたものは多からうが明にない。此年直亮は江戸に參勤し、小一郎扈從した。翌弘化元年主従共に歸城し、小一郎病痾に犯された。弘化二年(西曆一八)直亮は優良な磁器を多數に焼成したり、大形の品を焼くには古窯では其目的が達せられぬから古窯を廢し、新に五間の丸窯を築かした。十月御普請奉行安中半右衛門は御城使に轉じた。同三年正月小一郎病死し、二月御普請奉行西堀傳之丞退役して隠居した。七月湖東焼を彦根領内に於て賣捌かせる爲に、問屋の制を設け、絹屋半兵衛と彦根の瀬戸物商新五郎、與兵衛、彦八の四人に問屋株を與へた。

同四年(西曆一八)二月直亮は幕府から相州海岸の警衛を命せられ、殊に彦根は三崎附近の最も重要な海岸五里に涉つて臺場の新築、大砲の鑄造、守備軍派遣等の爲に少からの費用を要し、且直亮は警衛所巡見の爲に、定期に歸城することが出来なかつたから、湖東焼には多大な打撃を受けた。嘉永二年に三ヶ年振りに歸城し翌

三年(西曆一八)八月西村半太夫は御普請奉行に仰付けられ、十月直亮は彦根城中に卒去された。直亮時代の製品は染付、錦手、金襴手などの優秀なものを焼成し、幸齋鳴鳳の如き名工が來てから一層金襴手、錦手の如き精巧なものを製出するに至つた。が、小規模の經營で多數の製作が出来なかつた。そして直亮は直亮の逝去する、僅に四ヶ月前の若殿様で居た時に、『窯元御穿鑿有之、六かしき由承申候』といつて居られることで窯元經營の困難であつたことが判る。又『彦根焼も只茶碗、ふた物之様成物ばかりに而は、引立ち不申、右風流人の名ある品、焼出し候得ば、格別品も上り申候間、兼而左様之人物、尋出度と存居候事』といつて現状の餘りに小規模であるを慨き、右風流人とは幸齋を云へるもので、幸齋の如き名工を招致して大に良品を焼上げたい希望があつたもので、『待て己が世となつたら』といふ氣概が窺はれる。

同年十一月廿一日(廿四日)愈直弼が世となつた。始め直弼が

世の中をよそに見つゝも埋木の

うもれて居らんこゝろなき身は

と詠じて埋木舎うみきのやに潜居して居た頃、樂燒の工人が來たので、之に就いて其法も習ひ、巧に製作された。其品は實に多種多様である。且直弼が趣味は多方面に涉り一技一藝をも苟もせず、尋常一様では濟されぬ質たちであるから、湖東燒でも優秀なものを燒成すると共に、國産として他國他産に劣らぬ様努力されたのである。

此年直弼は藩主となるや、間もなく五間いっまの丸窯では、満足が出来ないから、七間ななまに擴張せられ、之を手始めとして良工を招致された。之によつて前代よりは面目を一新して生産額を増加し、従つて良品を多く燒成する様になつたが、裏面には資金を要すること、從來に比して倍加する様になり、しかも利潤を見ないばかりでなく、却つて損失を高むる有様であつた。

嘉永四年(西曆一八〇一年)五月直弼は彦根城主として始めて歸つた。七月大久保權内が御普請奉行となり、益維持の困難を訴ふるに至つた時である。嘉永五年(西曆一八〇二年)二月御普請奉行西村半太夫御目付に復役し、大鳥居彦六御普請奉行に仰付けられ、五月直弼は江戸に參勤した。愈存廢を決せねばならぬ場合に及んだから、權内の苦心一方ならず。領内の富豪を物色して終に愛知郡下枝村(日枝村の大宇村)の豪商藤野

四郎兵衛(通稱又十)を起して製造一切の事業を委任することになつた。四郎兵衛銳意之に従事したが、猶收支の相償ないこと従前と大差がなかつた。

嘉永六年(西曆一八〇三年)二月大久保權内は南筋奉行に轉じ、三月淺居喜三郎が御普請奉行となつた。六月直弼は彦根に歸つたが、米國使節ペルリ來朝の報に接し、幕府の召により八月江戸に參勤した。

安政元年(西曆一八二四年)四月直弼は江戸近海の警衛を免ぜられて、御所御守護を嚴にする様にとの命を受けた。此月皇居炎上したから、直弼は士卒を出して守護し、五月歸城して、十月淀堤の鷹場を巡視し、御所へ參内して拜謁を仰付かつた。四郎兵衛は滿二年ほどに金一千五百兩ばかりの損失を招き到底維持の困難なるを訴へて其委任を辭した。

かくて四郎兵衛が辭任したから、御用部屋では直亮時代より、當代に至り損失を重ね、四郎兵衛さへ失敗して辭するほどであるから、今後の所置について大に苦慮したのである。そして直弼は先代より幕府や諸侯への進物に用ひて、世に其名聲を博し、且趣味の點からも存續を望み、家老中にも風流人が多いから、全廢にも決し

兼ね同年九月御家老岡本半介は先づ御普請奉行の意見を徴した。當時産根には諸國の陶磁器多數に輸入し、特に優良品の輸入は奢侈増長の憂があるから、日用品を焼立て湖東焼を領下に流布して輸入を防止したいとの望みがあつた。其頃産根に輸入したもの、内、日用品は信樂、美濃、瀬戸より來り、優良品になると京焼よりも九州地方の製品が多數を占めて居た。

湖東焼は主として優良なものを焼成したのであるから、高價に捌かねばならず、高價となると賣捌に困難を招くといふ始末である。其高價となるのは燃料、工賃、原料に關するのである。其燃料は産根附近に松山が多くあるに態々湖水の向ひなる高島郡に産する松を特撰し、且丸窯で最高の熱度を用ひて焼立てるのであるから、多量の燃料を要し、原料の如きも天草石に薩摩産の高價な橋灰を用ひ、良工が其原料を精撰し、手間暇を構はず念に念を入れた作品に繪師が又高價の呉須を、惜氣もなく用ひた品であるから、高價となるは自然の勢とても低廉な信樂焼や美濃焼など、對抗することの出来なかつたは當然である。

御普請奉行は此の諮問に對して元締下役等と共に熟議して意見を提出した。

其内に産根に陶器會所を設けて廣く領内から領外に至るまで賣捌かしめ、尙京都、大阪にある陶器會所の注文に應じて焼立て、工場の修覆は御作事方の負擔とし、物生山の土出しは徒刑を用ひ、資金は利息のかゝらぬ國産方の米札を用ひ、職工役夫の日給を減ずるなど、製造費を減少して低廉の品を焼くことを述べて居る。更に半介は町奉行、筋奉行の意見を徴して終に試験的に一ヶ年間焼立てることに確定し、十月晦日(十二月十九日)御用部屋から御普請方、御作事方、御元方へ左の通り通達した。

今度陶器焼立御普請方江申渡候に付以來建前向竝敷物は御作事方持に申渡候間其旨相心得可被申候以上

十月晦日

老 中

御普請奉行衆

御作事奉行衆

御元方勘定奉行衆

資金は八つ尾山の利益銀五十六貫六百十六匁五分五厘を交付し、賣捌は町奉行

の意見を用ひ、彦根の茶碗屋の中に、陶器賣捌所並に窯元肝煎を設け、十一月御普請奉行は傳兵衛、彦兵衛、六兵衛、與兵衛の四人へ陶器賣捌所並に窯元肝煎を申付け、交付された銀五十六貫目の内三十八貫目を御代官方へ預けて年々其利子を使用することにした。かくて愈御普請方の管理となつて製陶を始めた時に陶工として袋物師の喜平、丸窯師の喜之介、佐平、型物師の甚吉、彫物師の庄介、土焼師の常介、繪師として半六、松之介、市郎兵衛、市之丞が居た。

安政二年(西暦一八五五年)九月直弼は江戸に參勤した、從來陶器方の御用掛は御普請方の諸役方から兼勤せしめたが、職人の取締、原料の買入、及び陶器の賣捌など兼務では差支を生ずるにより、十月廿一日御用掛木村源左衛門、三宅藤太、北村喜多司、堀部藤四郎を免じ、新に佐野五郎介、服部榮太、伊藤柚次、澤田猪平、常磐松三郎の五人に陶器方御用掛を命じて、専ら其職務に従事させ、尙澤捨三にも御用掛を用じた。そして御普請手代の林田彦五郎を元締とした。

直弼は焼物の製作に、今一層優秀なものを得やうとして、更に良工を招致せしめた。そこで十一月第一着に尾州春日井郡大森村(東春日井郡守山町の大字)の丸窯師市四郎が

來た。市四郎は瀬戸に於ての名工であるから、御普請奉行が御側役へ送つた書面中に「此比尾州出生、市四郎と申者細工並窯方、都而巧者に致候趣にて呼寄、此節色々爲働候處至而巧者に相見候間、自然御用之御品被仰出御座候は、春窯に入申度」云々とある。湖東焼は市四郎が來てから更に進歩して優良品を出し、且良工の必要を促すに至つた。

安政三年(西暦一八五六年)正月瀬戸村から繪師の良工恒藏來り、三月同村土焼の優工岸太郎と春日井郡稻葉村(東春日井郡旭村の大字)の古窯師幸四郎の二人が來た。六月直弼は歸城し、九月に一ケ年試験的の焼成が終り六窯焼立て、銀九百十匁(金拾四兩、現貨約百廿匁)の益銀あつたが、諸雜費はそれ以上に登り、却つて損失を招いたから、御普請奉行は此儘では永續の見込がない、當時使用する丸窯は優良品を焼成するにより多くの燃料を要し、古窯、土焼窯で焼成するものをも、丸窯で焼成して居るから、益損失を多からしめる次第である。因て土焼窯を築造して、日用品を焼成せんと、意見を御用部屋へ申立てた。十月他國の職工を採用しては、賃銀高く従つて製品の價額に影響するから、御抱子供稽古人の制を定め、彦根地方で十二歳以上の子供を採用して細工、

繪書、荒仕、窯方を學ばしめて、他國人は漸次解雇することになった。因て捨次郎、又吉、定吉の三少年を抱えた。十二月十二日職工獎勵良工優遇の法を設け、市四郎を職人頭となし、三人扶持を給し、繪師半六を繪書職頭となし、賃銀外に毎月銀拾五匁づゝ給與することになった。尙此年五月に古窯の勘十郎、十一月に丸窯袋物の徳兵衛、古窯の太作、繪師には勘兵衛、辰次を抱え、何れも優良な職工である。十二月に土焼と丸窯の金次、土焼專業の文左衛門の二人を抱えた。かくて年末に至り、職工は細工人十四名、繪師七名、荒仕七名、子供見習三名、通計三十一名が居た。

安政四年(西曆一八五七年)正月八日御普請奉行は御用部屋へ左の諸件を獻策した。

- 一、窯の改築と製造費に金一千兩の増資金交付のこと。
- 二、日用品を製造する爲に十間一窯を築き、下方五間を古窯、上方五間を土焼窯とすること。
- 三、子供の見習人を養成し、將來は當地方の者にて製作すること。
- 四、職工の優良なる者を撰び、古窯師、土焼師に職頭を置き取締を嚴にし、尙優良なる職工には扶持を與へて獎勵優遇すること。

五、細工場並に職人住宅新築の爲に地所入用に付北筋方御代官方へ交渉すること。

六、燒物製作は大事業であるから、御家老中及び御側役中で茶碗山御用掛をおいて共に製作上に盡力すること。

前年に一ケ年試験的といふ名のもとに燒成した、其計算上の成績は不結果に終つてあるが、其製品は益良好であるから此獻策は直弼が鑑賞眼を満足せしめて、何等かの内命があつたのではあるまいか。御普請奉行は從來の態度と打つて替つて、かく積極的に立案して此六ヶ條の獻策をしたからである。そして此時直弼は在城中であつたから、十五日に悉く採用されて、此年中に其實行を見た。正月茶碗山御用掛としては別に置かないで、其用務は御家老庵原助右衛門、御家老三浦内膳御側役では椋原主馬、宇津木六之丞が取扱ふことになった。二月七日増元入として御金方から八ッ尾山益金一千兩を交付され、子供見習生は本年中に清五郎を始めとして十名召抱えられ、細工、繪書荒仕共に良工へ二三名づゝ分屬して學習せしめ、窯方には全部従事せしめた。丸窯の北方に於て古窯五間と土焼窯五間連續し

たものを築造して、日用品を焼成することになった。三月茶碗山の地所四反七畝四歩は借地であつたが、之を買収し、更に職工の住宅を建築する爲に、其南隣に當る石ヶ崎村の地一段二畝二十六歩を買収した。是職工を外泊させては、風儀を悪くし、且浪費の恐れがあるから之を保護し、且辭し去る恐れがあるから、永住せしめる方策として長屋二棟を新築して貸與し、御抱子供の爲に合宿所二棟を建築し、又職人の爲め構内に浴場を設け、自宅を新築するものには資金を貸與した。五月八ツ尾山と融通所の益金一千三十六兩二歩と銀九十一匁七厘を増資として交付があつた。閏五月先に市四郎を職人頭として扶持を給與したが、是に至り優良な職工を優遇する爲に賃銀以外に扶持を給與する制を定め、廿四人扶持を定額とした。(一人扶持は一日玄米五合、廿四人扶持は一月にて九俵内外に當る)因て市四郎は二人扶持の加増を與へられて五人扶持となり、剩へ苗字を免されて寺尾と稱した。これ大な特待である。土燒の岸太郎は細工が優秀であるから土燒職頭を命じ三人扶持を給與され、繪書職頭の半六には毎月賞銀を與へたが、之を停止して二人扶持を給し、丸窯と窯方兼業の喜之介、古窯の勘十郎、袋物の徳兵衛、土燒の金次の四人、繪書では勘兵衛、佐吉、恒藏の三人

に二人扶持づゝ給與された。これで丸窯と土燒繪書に職頭が置かれ、古窯の勘十郎を職頭に擧げんと御普請奉行は御用部屋へ申立たが採用がなかつた。細工人中扶持を給與されたのは丸窯に二人此二人は共に窯方を兼た土燒に二人、古窯に一人、袋物に一人、繪書に四人、通計拾人に廿四人扶持を分與したのである。尙同時に丸窯の作平は多年精勤した廉で金二百疋を賞與された。(二百疋は金彦根藩の公職に従事して扶持を受ける者の最下級に苗字持と苗字なき者がある。)そこで市四郎は苗字持の部、岸太郎以下九人は苗字なき部に屬するのである。

五月直弼が嫡男愛磨あま(直憲は茶碗山へ出張して、製陶事情を觀覽した。藩主公子たちが立寄りて製陶を視、家老を始め諸侍の觀覽に出かけて娛樂場の觀があつた。藩主公子、家老が藩の諸役所へ出張することはないが、茶碗山へは時々出かけられたから、職人は當御役方に限り、御槍をつかした方々の御見分があるとして、密に喜び且誇つてゐたそうである。そして窯出し毎に御普請方より監督の御家老へ届出ると、監督家老の定まらぬ前は、月番御家老の見分があつた。八月御普請奉行は赤繪燒付窯元の高宮村善次郎、赤水原村宇平次、床山鳥居本村治右衛門、自然齋彦根白

壁町松之介(賢友)の四人へ掟書を下付して窯元を保護し、其四人以外には赤繪焼付の免鑑を渡さぬことにした。

此年新に召抱えられたものは正月に繪師の佐吉、二月に信吉、五月に丸窯の庄太郎、角物の介右衛門、繪師の光三郎、閏五月に繪師古窯兼業の傳七(後に京都に出でて、幹山傳七といつた)、繪師の清介、六月に文六、角物の千介が御抱となり、尙細工人に勝藏、尙次郎、繪師に木村、大橋などの人々が居た。これで此年末には細工人二十名、繪師拾五名、荒仕七名、小供見習生十三名通計五十五名となり、技術には各專業の職工が揃うて隆盛を極むるに至つた。

以上記述した如く、當年中に増資金が二回に二千餘兩(増と現價二)に及び、職工は各専門の技術者を採用して細工人繪書荒仕に子供を加へて五十五名に及び、優良な職工には扶持を給與して奨勵し、且住宅を新設して居住の安全を謀り、窯を増設して陶磁器の産出を豊富ならしめるなど、湖東窯開始以來盛大の絶頂に達した、全盛期である。

直弼は前年の六月に歸城し九月に一ケ年の試みを終つて其成績は不良であつ

たに拘らず、却て其反對に當年に入つて忽ち大なる擴張の方策を採つて愈益思ふ存分に良品を焼成すべく決行して八月江戸に向つて出立したが、之が直弼の彦根在城の最後であつた。十月米國總領事ハリス登城して始て將軍に謁見し、直弼列席した。十二月から通商條約の商議にかゝつた。外交と將軍繼嗣の兩問題で幕府の内外共に益纏ちかれ出したときの安政五年(西暦一八二八年)の四月三日御大老となつて其難局に打當り大々的の多忙であり且苦心を極められたが、窯開き毎に彦根から續々發送し來る湖東焼は自ら多忙中に圖案を書いて註文した品、陶工、畫工が、手間暇を惜まず製作した目の醒める青華や金襴手、遊あそい陶器などを忙中の少閑に鑑賞することは大いなる慰安であつたらうと思へる。

製陶業の趣味が出て來ると、興が湧いて寢食を忘れるほどであるとは、嘗て喜之介から聞いた話、又長濱湖東焼を始めた西村杏翁も一窯焼けば、若干の損失あるを知りつゝも、面白味が深いから、貧乏するを打忘れて製作したと、いはれたことがある。かやうに製陶は趣味津津たるものであるから、自ら樂焼を製作して趣味を持つた直弼が湖東焼に對する感興は頗る深いもので、常々好みの品を註文し、時には

自ら圖案を製作したり、職工に圖案を作らしめて之を添削したり、又は自分の筆跡を錫版に造つて陶磁器に寫させたこともある。直弼は一派の茶道を開いた宗匠であるから、茶人好みの陶器を作らせたことが少くない。土焼の名工岸太郎を御抱になつたのは、それが爲めである。かくて趣味と慰安を兼ねた焼物であるから、一面非難の聲が高まつても止められぬは寧ろ當然であつたらう。米國使節ベルリの渡來した時、直弼の諮問に應じて、獨り開國意見を進めた彦根の活儒中川祿郎(流村)は經世の才識に富んだ人である。祿郎は直弼に湖東焼は地利上彦根は不適當であるばかりでなく、無用の長物であるとまで極言して停止せられる様にと建議した。此建議は嘉永三年十一月に直弼が治世となつてから祿郎の死亡した安政元年十二月までの間、即ち湖東焼の困難に陥つて種々な評論のあつた嘉永五年頃のものだらう。これ安政二年以後の如く餘り隆盛を極めなかつた時代である。併し直弼は建議を採用しないばかりか、却て愈々盛大に赴かしめたことは、上述の如き次第で止むを得なかつた事である。

安政五年正月大阪枳壇の木橋附近にある彦根御藏屋敷元は會所町、今は北濱三

丁目といひ、今に其家屋の一部があるに於て前年來製造中の藩船七百石積三隻、五百五十石積二隻、六十石積三隻の船卸しを舉行した。從來は雇船を以て江戸を始め諸港へ、藩の産物を輸送して居たが、是に於て藩船を用ひて湖東焼を江戸へ輸送することになつた。之が爲に御用掛服部榮太、澤捨三の兩人は大阪に出張して湖東焼に係る事務を取扱つた。

三月十六日陶器賣捌所を、彦根成就院前にある八ッ尾山炭御拂下所の内に設置し、御普請方の下役小林左馬次、田附長次、岩崎兵右衛門、小田初右衛門、塚村彌五郎、羽根田久藏の六人に、陶器賣捌所御用掛を命じて其事務を取扱はしめた。

六月御普請奉行淺居喜三郎は中筋奉行に轉じ、田中惣右衛門當分御普請奉行助を命ぜられ、八月一日二人扶持を給與された繪師の勘兵衛が出奔した。此月惣右衛門の助を免じ、宮崎惣右衛門が當分其助を仰付かつた。九月六日繪師の松之介、袋物の喜平が一人扶持づゝ給與され、廿六日恒藏は二人扶持を給與された繪師であるが、不品行の爲に扶持並に居宅を取上げ、御山立入を指止められた。

八月惣右衛門の助を免じ、向坂縫殿介が御普請奉行に仰付かつた。廿六日長濱

に陶器賣捌所を設け、十軒町の佐右衛門、神戸町の治郎兵衛の兩人が賣捌役を命ぜられた。廿八日松之介、喜平は御抱稽古人二人づゝ教導し、且其技優良な廉で一人扶持の加増を賜つた。十一月十一日増資銀三十五貫八百目の交付があつた。

安政六年(西暦一八五九年)正月名古屋の吉兵衛を繪師に抱へ、二月十八日御普請奉行が御家老庵原助右衛門へ差出した書面に「陶器一條段々御引立に而、御山普請大抵出来、御仕法相立、他國に不劣上品物出来、疵物も次第に減じ候」云々とあつて他國に劣らぬ優秀な物を焼成するに至つたのである。併しながら焼成費は勿論窯の修繕なり、家屋の増築と修繕とに失費を重ねて、回收銀を以て之を償ひ兼ねるので、増資がないと永續に窮する事情を上申したのである。先にも記述した様に先代直亮の時から、相州海岸の警衛を仰付かつて、三千餘人の士卒を出張せしめて直弼の代に及び、米國使節ベルリの渡來後は江戸近海の警衛を命せられ、尋で京都御守護の爲に、士卒を出して其間十餘年、之が爲に藩の財政上に大打撃を蒙つたから、湖東焼に多大の投資をすることは時節柄當を得ぬとて、非難の聲があつた。故に其局に當つて居る大鳥居彦六、向坂縫殿介は頗る苦痛を重ねた、境遇に陥つたのであ

る。此上申書に「此儘御用掛相勤居候ては心濟不仕奉恐入候」云々と云つて居る。其言簡であるが無量の憂苦は言外に顯れてある。此上申書が助右衛門から直弼の手に達すると三月六日直弼は手許金一千兩を交付する様、御側役宇津木六之丞に命じた。從來の資金は、御普請方事業の利益銀若くは御金方などから交付されたものであつたが、此度は藩用に關係のない直弼の手元金を下付したのであるから、直弼の湖東焼に對する心事の管ならぬことが窺はれる。

先に御代官へ預けた三十八貫目餘を維持基本資金として、此年より三十六ヶ年間積立て銀三百三十三貫二百七十五匁を得る方法を定め、此外にも基本金を積立て、維持の方法を立てた。

三月御玉藥たまぐすり仲間ちゆうけん鐵次郎を繪書職に抱えた。當時の職人は藝人といはれたもので製陶技術の外種々の遊藝にも長じたから、飲酒道楽に陥り易く給銀が割合によいから、上半月は殆ど遊び暮し、下半月は能く働く傾向があつた。故に職人の取締めに頗る苦心を要し、長屋を建設して構内に居住し、妻帯せしめて空費せしめぬ様にしたのである。然るに密に賭博をするものがあつて處罰したことがある。四

月型物師の甚吉、荒仕の榮介は賭博をした爲に、過料銀十五匁、戸^{じよ}十五日に處した。(御普請方は罪人を取扱ふ所でないから元より手錠のある筈がな)岸太郎が五月二日に(い賭博犯は手錠十五日であるに之が爲に戸締に替えたのである)出奔したのは、飲酒道樂の結果である。彼は土燒の職頭で、優れた腕前があつたから彼が出奔は惜いことである。

五月七日資本金百兩と銀七貫四百五十三匁を御元方から交付があつた。廿八日傳七は古窯繪書共に優良なると、稽古人を養成して居る功を賞して二人扶持を給與された。七月廿日土燒窯と細工場設置の爲に北方の接續地三段十四歩の地を買上げた。されど此土燒窯は築いたか不明であるが、恐らく築かなかつたであらう。八月十三日繪師鐵次郎に一人扶持の給與があつた。

萬延元年三月三日西曆一八六〇年三月廿四日直弼登城に際し外櫻田門外に於て水戸暴徒の爲に殺された。其急報彦根に達した時、窺詰を終つて將に火を付けんとする時であつたが、事變に對する警戒の爲に、火を付けることを見合せた。併し久しく其儘にしておけば、濕氣を含みて燒損する恐れがあるから、十八日に警戒しつゝ焚出した。

かゝる事變に遇へば、彦根藩の滅亡は制規の命する所であるが、直弼は國家の大事には替えられぬから、藩の滅亡より起る悲惨な状態は、覺悟の上でかゝつた仕事である。併し幕府は制規に基き當然の處分が出来かね、井伊家に負傷届を出さしめ、家老をして藩士以下の鎮撫にとめしめた。そして其報の彦根に達すると、藩情は忽ち暗黒界に入つたが先づ士卒の心に浮んだのは己れの一念である。そこで忽ち士卒の江戸に下るもの多數に及び、彦根や領内處々の警戒、軍用金の調達にも及んだ。愈同十日に直弼の男愛麿は後嗣と定り、四月廿七日遺領を賜つて三十萬石の城主となつて、滅亡に至らなかつたが、何となく暗雲に包まれた心地が長く残つた。

此月繪師として常介、又次郎の兩人を抱え、袋物の妙手徳兵衛は親の病氣により辭して京都に歸り、直弼遠逝後は十月まで事業を中止し、其間に存廢問題が起つた爲に、細工人の内甚吉、常介、佐平、幸四郎、文左衛門、太作、庄太郎、介右衛門、千介、勝藏の十人辭し去つて八人となり、繪師では辰次、信吉、文六の三人辭して八人残つた。

五月に至り茶碗山存否につき、御用部屋から御普請奉行の意見を徴したから、廿

一日奉行は一通の意見書を提出した。其大要を記述すると。時節柄武備の爲に、製陶上に係る一切の費用を擧げて之に用ひ以て廢窯せんとの見解であるが、扱愈となると直弼の手許金まで出して保護した事業に對し、又は艶麗なる錦手、金襴手、雅致ある陶器雅潔なる染付などを焼成したから、殘惜しい感が起り、且將軍公卿に進獻し、諸大名にも進物にして世に知られたものを廢止しては藩の體面にも拘はるので、廢窯にも決し兼ね、九月に至り再び存廢問題につき奉行の意見を徴した。時に奉行は軍用多端の折柄といひ、經營が至難であるため、繼續者を物色するにも、其人が得られないから、寧ろ廢止するに如かずと答申をした。然るに十一月事業を繼續することに決して製造にかゝり、此月繪書職鐵次郎に一人扶持の加増を給與した。

文久元年(西曆一八六一)七月彫物の庄介に一人扶持を給與して其功を賞した。茶碗山で最も優等品の焼成された九ヶ年間、御普請奉行を勤めた大鳥居彦六は大津御藏奉行に轉じ、八月田中左門が御普請奉行となつた。仁孝天皇の第八皇女和宮は、將軍徳川家茂と御婚約相整ひ、此年十月京都御發興あつて十一月十五日に御着、十

二月十一日御婚儀の大禮が行れた。因て直憲に幕府から京都御所へ御婚儀濟せられた、御祝儀の御使として上京すべき内命があつた。そこで公卿始め諸家へ湖東焼を贈進するとなつて、諸職人はこれぞ最後の焼成と覺悟し、各競うて製作に従事して、結構なものを焼成した。其製作中に直憲は職人へ慰勞として酒肴を給與した。其作品は明にない、喜之介の作つたものは松の皮付井筒形の花瓶である。

文久二年(西曆一八六二)三月直憲は彦根に歸り、三月御普請奉行向坂縫殿介は御城使に轉じた。三月廿三日直憲入京し廿五日參内して使旨を奏上し、廿八日參内して勅答を拜受し、四月廿三日幕府に復命した。井伊家は家康の深意あつて、直政に京都御守護の旨を含めおいたから、代々御守護をつとめ一代中に一度若くは二度參内した。特に萬延元年四月直憲が遺領を繼承した時、幕府の達書に

掃部頭遺領無相違被下之、御先手の儀を始め諸事家格之通可相勤候京都御守護之儀亡父掃部頭時之通り被仰付之。

とある。又特命もあつて専ら堺町御門、清和院御門を警衛し、尙又寺町下立賣の兩御門をも警衛して居たが、閏八月廿日突然京都御守護を免ぜられ、同廿四日更に神

崎蒲生兩郡領地の土地(實收)を命せられた。(十一月十四石の)實に晴天の霹靂、最早悠
悠閑事業に従事する時節でないから、土地の命が下ると、忽ち藩窯は廢止となつた。
職工にはそれ／＼手當を與へて解雇し、殘品は悉く入札に附して拂下げ、窯場と製
造用の諸道具と原料は、喜平等の四人に之を拂下げ、其他の職人は尾張に歸るもの、
京都に往つて製陶に従事するものがあつた。

藩窯となつてから茲に二十一ヶ年の星霜を経て、終に廢止となつた。世に湖東
焼と稱するものは全く此時代に焼成したものである。特に直弼が後半生から、直
憲の時代までに焼成したものは多數に登り、且其優秀なものは陶磁器界に向つて、
誇るに足るべきものがある。茲に概説を終つたから、以下節を追うて詳細に記述
する。

第二節 名稱位置

湖東窯は彦根に接續した、犬上郡古澤村の佐和山の麓にある。佐和山は澤山と
も書き石田三成の居城であつたが、慶長五年(西暦一六〇〇年)九月、關ヶ原の戦ひ終つて、井

伊直政の陥いる所となり、十月直政は佐和山城十八萬石に封ぜられて翌年正月上
州高崎城より移り、翌々年卒去し、同九年直勝は彦根山に城を築いて移つた。其の
後佐和山を今に古城山(ふるじやま)と云つて居る。製造場は其後追々擴張して彦根の柳町と
石ヶ崎村の地を其域に入れた。そして其場所を一般に茶碗山と呼び其地を今に
茶碗山畑といつて居る。焼物は一般に湖東焼といつたが、澤山焼、彦根焼ともいつ
たのである。

第三節 職制と吏員

彦根藩の職制中に御普請方があつて石壁、土工、山林、河堤等に關する一切の事務
を管掌し、其役所は芹橋八町目と九町目の芹川堤に沿うた所にある。御普請奉行
は、三百石以上五百石以下の侍二人を任用し、時に年功により三百石以下の侍を任
用したことがある。其下に割元役(わきもとやく)二人あつて、總ての實務に馴知した御普請手代
中の老功者より採用し、其食祿は普通の足輕(十一石三)より優遇してある。其二人
の外は御普請方の分課である、各役方へ一人づゝ出で、元締となり、下役の首坐と

なつたのである。

陶器方は御普請方の一分課であつて、直亮の天保十三年に藩窯を創設した、其翌年の天保十四年に設置したもので、其役所を茶碗山におき、元締役一人下役四五人を置いて職工の雇入れ、賃銀の給與、原料の買入れ、陶器の拂下、建築、修繕、人夫の雇入等の庶務に従事した。

天保十三年創業のときは假りに御仕法方御用掛舟橋右仲、杉原數馬の二人之を支配したが、翌十四年春御普請方の支配に定つてから、陶器方を置いた、其時の御普請奉行は西堀傳之丞、安中半右衛門の兩人である。其後の奉行に西村半之丞、大久保權内、大鳥居彦六、淺居喜三郎、向坂縫殿助などが居た。下役は天保十三年創業の時に、御仕法方の瀧谷右八郎、青山半之介の兩人が元締となつて、其衝に當つたが、十四年御普請方の所管に移つたとき、林田彦五郎は元締に、佐野五郎介、服部榮太、伊藤和次、澤田猪平、常磐松次郎が下役となつて居た。嘉永四年より其專任を解いて御普請方の下役が兼ねることになり、安政二年二月の頃には、木村源左衛門、三宅藤太、北村喜多司、堀部藤四郎が陶器御用掛を兼て居た。然るに愈其業務が擴張される

と、兼勤では實務を採兼ねたから、御普請奉行は專任者採用の儀を申立てた。其一節中に

(前略)是迄下役之者陶器御用掛、外役より兼勤申渡置候得共、右にては勤向大きに手張、自然と不行届に相成、且終日詰切、泊番も有之、金銀品物之出入算當、殊の外入組、且職人共は、諸國に相渡候者に付、引廻し方、心配多く、不一通骨折之勤向に付、懸り役之内五人計陶器懸役に申付、勤向も觸方ふれかた同様に御立被下置候様奉願候、右様被仰渡被下置候は、勤向入はまり、取締方も深く懸念可仕候得ば、御失費等も少く却而御爲方と奉存候云々。

前にも書いた如く當時の職工は諸藝に通じ特に陶工として其技が優れて収入が多いから、自然浪費が甚しく其取締は頗る困難を極めた。そこで專務の陶器役をおいて、嚴重に職人を監督し、且事務整理上にも其必要があつたから、半介は其議を採用し、同年十月木村源左衛門等四人の兼務を解き、先に陶器方御用掛を務めた林田彦五郎を元締に、佐野五郎介、服部榮太、伊藤和次、澤田猪平、常磐松三郎を再び陶器役に任用し、新に澤捨三に同役を命じた。其後猪平、松三郎の兩人去り、山口喜太

夫陶器役に採用され、同三年林田彦五郎が辭し小野宗次元締となつた。下役等は安政年代最も製陶の維持上困難の中に、隆盛を極めた頃に、陶器事務を處理したから、役料米や加増の給與は觸方年數と同一の法を以するに待遇せられることになつた。下役は足輕より採用したから、各專屬する所の物頭に交渉し、其承認を得たものである。そして其下役は書畫を能くするものを選拔し、用閑には焼物に書畫を書き、又は銘を書入れしめた。

陶器方の事務は從來御用番家老が所理し來つたが、安政四年正月からは御普請奉行の申請で御家老庵原助右衛門、三浦内膳の兩人が専ら陶器方の事務を監督し、御側役椋原主馬、宇津木六之丞の兩人が専ら陶器に係る用務を取次ことになつた。

第四節 關係者小傳

一、藩主

井伊直亮

藩窯湖東焼の創始者井伊直亮は、幼名辨之助、九臯子又樂々亭と號し直中の第二男で寛政六年六月に生れ、文化二年十二月嫡子となり、三年十二月從五位下に叙し玄蕃頭に任せられ、即日從四位下侍從に昇進した。九年二月直中退隱し直亮家督として三十五萬石の彦根城主となつて掃部頭と稱した。十一年五月左近衛權少將文政元年正月左近衛權中將に進み十年五月正四位上に陞つた。天保四年十一月幕府から御用部屋入りを命せられ、六年十二月御大老となり七ヶ年を経て十二年五月御大老を辭し、十二ヶ年振りで十三年五月彦根に歸り、九月絹屋半兵衛の經營して居る湖東焼の窯場を藩窯となし、御普請方をして之を管理せしめて國産を興さんとの趣旨である。

天保弘化の年代英米露諸國の船艦は浦賀や長崎に屢來つて國民を驚かした。因て幕府は國防が忽に出來ないから、弘化四年(西曆一八四七年)二月彦根、會津、忍、川越の四藩に相州房州の海岸警衛を命じた。彦根の警衛所は、外船渡來の衝に當る、相州三崎を始め、重要な海岸五里に涉り、處々に臺場を築き、更に三十六貫目の白砲、十八貫目の加農砲を始め、各種の洋式大砲十數門を鑄造することを規劃し、嘉永四年直弼

の時に至つて完成し各臺場に備付けて警備を嚴にすることを得たが、藩の財政には少からぬ打撃を蒙つたのである。直亮は同年十一月相州警衛所を巡視し二年五月歸城した。三年(西暦一八五〇年)城中で能樂舉行中三日半の急飛脚江戸より到着し、櫻田邸の寶藏が類焼したことを報じた。上下愕然直亮は一方ならず残念に思つた。これ道具好きの直亮が焼失中に多年蒐集した外國の珍器若くは諸道具があつたからである。其後間もなく病痾にかゝり、同年十月朔日(十一月四日)逝去せられ時に年五十七、法號を天徳院といひ清涼寺に葬る。

直亮は刀劍道具の趣味が深く寢食を忘れて之を愛玩され、千字文の文字を符號として一千腰を製作せんと計劃で、各種の名工を抱えて御細工方で製作させ、時に面前で鍛鍊させたことがあつて、三百餘腰まで仕上つた。又自ら鍛はれた刀もある。諸道具に至つては珍器を愛好されたから、和蘭船が渡來すると、商人が、其舶載品を先づ掃部さんか薩摩さんに持ち行けといつたそうである。

直亮はかくも道具趣味の人であるから、湖東焼に於ても、優秀なものを焼成せしめる希望であつたが、相州警衛の爲に莫大な失費を要したから、湖東焼には十分に

手を延ぶことが出来なかつた。従つて焼成の品數は割合に僅少であつた様である。併し名工が抱えられたから製品の優良なものがあつた。御抱えではないが、幸齋や鳴鳳の描いた精巧緻細で絢爛な金襴手は比類ないものであるから、直亮が鑑賞眼に觸れて湖東焼に對する自信を高めて喜ばれたであらう。そして自ら手を下して製作されたものは壽字染付香合で、其箱に直弼が樂々亭玉作と自ら書いておかれた。

井 伊 直 弼

井伊直弼は幼名鐵之助後に鐵三郎といつた。字は應卿、宗黨、宗觀、其反名は無根氷、號に埋木館、柳王舍、柳和舍、綠舍、澗露軒などがある。直中の第十四男で文化十二年十月廿九日彦根に生れ、弘化三年二月兄直亮の順養子となり、十二月從五位下に叙し、茲蕃頭に任せられ、即日從四位下に進み侍從を兼ねた。嘉永二年十二月左近衛權少將に任せられ、三年十月朔日直亮卒し、十一月廿一日(十二月廿四日)遺領を繼ぎ第十五代の彦根城主となり掃部頭と稱した。安政二年十二月左近衛權中將に轉じ、安

政四年十二月京都御守護の功によつて従四位上に進み、五年四月御大老となり、六年十二月正四位上に陞り、萬延元年三月三日櫻田門外に於て水戸暴徒の爲め敢なき最後を遂げられた。法號を宗觀院といひ、武州世田谷村豪徳寺に葬る。

直弼が廿一歳の青年のとき、兵學の師である藩士西村臺四郎に贈つた手紙の一節に、

(前略)學候へば、學に付き色々不審多く相成、尤見捨置も成不申、扱々六ヶ敷者中々此雲霧を拂ひ、清心に相成候事、一生涯無覺束存候、乍然予は懸りかけ候儀は、中途に止め候儀甚禁物に候間、何卒兵學を楯に致存念に御座候云々

といつて居る。此年にして此氣概がある。勉學中雲霧の生ずるを打拂ひ「懸りかけ候儀は中途に止め候儀甚禁物に候」といつて清心の境涯に入り大悟徹底せざれば止まないといふのが、直弼の大精神で、自餘の諸事も皆此精神が根底となつてある。故に武道といひ國學といひ、佛道から茶道花道の如きに至るまで其精神で研究せられ、何事も尋常一様では承知の出來ない性分、尙進で一流一派を開始するまでに到達した人である。其勇往直進苦闘千萬の狀は、恰も直政直孝が何時も

徳川軍の先鋒となり、敵軍中に突進して、紛碎せざれば、止まなかつた其狀を異にして其意を同うしたものである。

直弼はかゝる人であるから、武道の研究修得より徳川幕府の爲めに善良なる武士たることを期し、國學の研究修得より朝廷に對し忠良なる臣民たることを期したのである。そして直弼一代の心血を注いだ外交事蹟については國家に對し、最善の道と信じて開國を決行したものである。又護國の爲めに京都御守護と相州警衛を殿にし、殊に自ら山城の淀堤(深意あつて家康が直孝に與へた鷹場)を巡視し、參内して天顏に咫尺し、尋で安政三年には先に炎上した御所御造營の爲に金五萬餘兩を献上した。直弼は開國の主論者であつても、一朝海外と兵端を開く場合に至つたら、家格により先鋒とならねばならぬ次第であるから、西洋鐵砲組を置いて砲術の教練を行はしめ、又洋式の大砲小銃の製造を創始し、火藥の改良を謀つた。劍術、槍術、弓術、馬術の師範家を増加して、武術の鍛鍊と普及を謀り、かくして緩急に應ずる様、準備されたのである。

直弼が娛樂趣味の點よりいへば、詠歌俳句に長じ、繪畫は七十人歩行中島安泰に

學び、能樂は御抱の高安彦右衛門父子に學び、小鼓は清次郎派の青木清十郎の子與三に學びて皆傳の免許を得られた。特に奇異の感を起すは算術の研究である。時に七十人歩行に内田半吾といふ數學の達人が居た。侍は凡て算術を賤んだが、直弼は半吾について學ばれた(直弼が算術の學習は半香の女中居秀子の話)直弼が信任篤かつた中川祿郎が愛知郡薩摩村(稻村の大字)に居た頃算術を學習した。當時侍の度外視した算術を大名の子と、儒者などが研究したことは抑偶然の暗合だらうか。或は祿郎の進説に基いて直弼が算術研究となつたのではあるまいか。

藩士眞野善次(名は明美月窓、庵は號した)藥種商中江信介、左官屋利八等は高安彦右衛門が一派を開いた茶道高安石州流の方式を學び、猶善次は石州流の家元片桐宗猿にも學んだ人である。直弼は始めこれ等の人々によつて石州流の方式を受け、進んで宗猿に質疑して其方式を究め終に一流を開かれたのである。

直弼は何事も徹底的に解決をつけねば、承知の出来ない人であるから、茶道に於ても其精神で其方式を研究して一會集一部を編纂された。それほどに茶道に熱心な人であるから、茶杓を自作し、樂焼の抹茶碗、茶入、香爐、香合、花入など種々の品を

自製された。江戸で樂焼を製作して諸大名間に知られた、三浦乾也は屢直弼に招かれて櫻田邸内に於て焼成し、又は註文によつて書棚の嵌込みを焼成したもので、意外に手間が入つて高價なものとなつた。直弼は其意を知つて多分の金子を與へられたから流石豪放狷介な乾也も「掃部さんは豪い人である」と感服したやうである。(宮永東山氏の話)尙直弼は乾也について

(前略)一此茶入、魚末ながら内々送申候、是は當地に而乾山の跡をつぎ乾也と申、至而手輕き焼物を致候、大名招き之節、杯も處々へ參り、席焼を致申候、誠に手きは成事にて此品も先比同席中へ參り候節、席焼に有之候、一寸用ひに相成申候間、魚末ながら送申候(下略)

といつて居られる。此手紙は嘉永三年八月晦日に彦根の典醫上田成伴(通稱は文伴)に送つたもので、乾也の技倆は「誠に手きは成事」と賞讃せられ、同席とは幕府の溜間の大名であるから、會津侯か高松侯の邸宅で席焼をしたものである。

三代清水六兵衛は祥雲と號し、京都の名工である。彦根に來つて湖東窯で陶器を焼成し、六兵衛作の火鉢に直弼が茶の十徳を書かれた程に、知遇を得て、註文を受

け且銅印を拜領した。其印は六角の角に珠紋があつて、其内に隸書で清の一字がある。又直弼が註文になつた、大久保彦左衛門松の下圖が今に同家に保存してある。又同家の庭内に高さ六尺許り、笠の徑四尺以上もある雪見燈籠に、萬延元年庚申清水六兵衛と銘あるものがある。此燈籠について祥嶺氏は三代が掃部さんの御註文で御所へ献上になつた殘品の割れたものを、繼ひで保存したものであるといつて居られた。(此項主として現代清水祥嶺氏の直話)

直弼は主上を御慰安申上る爲に屢御嗜好の品を内々献上したことがあるから、此燈籠献上も表立つてしたことではあるまい。直弼は御自慢の湖東焼があるに拘らず、乾也といひ、祥雲といひ、天下の名工に註文もし、且祥雲には銅印まで與へて其事業を奨励されたことは實に豪い體度である。

直弼は内治外交上壓迫が甚しいから、非常な苦心を極め、死生の間にある思ひがあつた時、床には湖東焼の香爐に香を焼き、花入に花を活け、好んで註文された抹茶碗で獨服を試み、或は御自慢の湖東焼で煎茶抹茶の會を催すことは如何に感興涌出で、慰安となつたかと思像される。

井伊直憲

井伊直憲は直弼の嫡男、始め愛鷹といつた。萬延元年三月十日直弼の嗣となり四月廿八日遺領を繼ぎて、彦根城主となつた。特に京都守護を嚴命せられて、御所の諸門を警衛した。八月從五位下に叙し、掃部頭に任ぜられ、即日從四位下に進み、侍從を兼ね左近衛權少將に任ぜられた。

湖東焼は櫻田の事變により、一時中止をしたが、十一月製陶を繼續し、此中止間に陶工畫工の立去るものがあつたが、尙優工のみ七八名づゝ残つたから、直弼時代と同じく焼成することを得た。直憲の藩主となつた時は年十三、元より少年のことであるから、特に好みの註文などがあつたとも思へぬ。文久元年(西曆一八六一)中も同様焼成を續け、歳末から京都御上使について公卿などへ贈進する品の焼成に取掛り頗る優秀な品を焼成した。同二年二月十九日直憲登城して、京都へ上使の命を拜して彦根に歸り、二萬餘人の大行列を整へて、三月廿三日上京し、廿五日參内して、使旨を奏聞し、拜謁を仰付けられ、天盃を賜うた。廿七日舞樂を拜見し、酒饌を賜ひ、

廿八日拜謁を仰付けられ勅答があつて、左近衛權中將に轉じ從四位上に進められて拜辭し、四月廿三日幕府に復命した。

外交繼嗣一條に關し直弼の左右の利腕となつて大に活動したのは、宇津木六之丞と長野主膳(義言)である。主膳は主として京都にあつて活動したので、反對黨から憎惡の燒點となり、常に死生の間に出入して居た。櫻田事變の後も京都にあつて公武合體の爲に運動して居たが、矢張反對黨の的となり、彦根では老臣の背後に居て、藩政上にも手を出した爲に、藩臣からも惡まれ、終に八月廿四日俄に縛に就き廿七日斬に處せられた。かく主膳を處分した其一は彦根藩擁護の爲めであつたが、反對黨の彦根に對する氣勢は尙銳く、閏八月廿日突然京都守護を免じ、廿四日神崎蒲生兩郡(四萬七千八百三石三斗八升五合)の上地を命ぜられ、替地は追つてとあつたが、内實は削封であるから大打撃を蒙つたのである。従つて多年問題となつた湖東燒は、忽ち其打撃を受けて此月廢寮となつて仕舞つた。

十月十八日長藩士伊藤俊介(後の公爵博文此時越智弁太郎と變名)堀新五郎の兩人は彦根に來り、谷留太郎(谷鐵)の宅に三日間滞在し、主膳の動靜を探らん爲めであつたが、既に主膳

を處分した後であるから、留太郎外三名の應接掛が其事情を説き、互に胸襟を披いて懇談したから、兩人は藩情を諒解して京都に去つた。十一月廿日亡父直弼の事に坐し、封邑十萬石を削減された。

廢寮後に屬する直憲が經歷を略述すると文久三年(西曆一八六三年)五月に攝海守備應援の爲に大阪難波村に出張し、六月堺浦警衛を命ぜられ、臺場を桔梗形に改築して、相州警衛に用ひた大砲を移した。此年大和一揆に兵を出して平定し、元治元年(西曆一八六四年)七月十九日甲子の役に勅を奉じて御所を守護し、鷹匠邸と伏見の長州兵を却け、十一月水戸浪士追討の爲に兵を越前敦賀に出し、慶應元年八月近江國に於て三萬石の地を預けられ、私領同様に取扱ふことになつた。同二年長州征伐に先鋒となつて從軍し、三年十二月王政復古の大令を發せられ、前將軍慶喜隱然政府に對抗して、不穩の狀があつた時、直憲大義によつて方向を決定し、禁闕を守護した。明治元年二月一大隊の兵を出して會津征討に従軍し、戦功により賞典祿永世二萬石を下賜された。

遠祖道政高顯が、宗良親王を遠州井伊谷城(今、山形県)奥山城に奉じて、南朝を擁護し、終に城

中に薨去となつた。爾來世々尊靈を奉齋し來たから、十一月直憲請うて社殿を造營して親王を祀つた。今の官幣中社井伊谷宮それである。

二年二月版籍を奉還して彦根藩知事に任じ華族に列せられた。此年圓山に窯を築いて湖東燒の再興にかゝり、四年廢藩となつて東京に移住した。従つて圓山湖東燒は廢止となつた。八年官幣中社井伊谷宮を、自費造營した功を賞して金一千圓を賜うた。十七年七月伯爵に叙せられ、廿年海防費一萬五千圓を獻納し金製黃綬章を賜ひ、從三位に叙せられ、廿三年貴族院議員に撰出し、卅年滿期によつて止む、廿七八年戰役に金二萬圓を獻じて軍資を助け、三十年勳二等に叙し、旭日重光章を授けられ、卅七年一月正二位に叙し勳一等瑞寶章を賜ひ、九日薨去となり法號を忠正院といひ豪徳寺に葬つた。

二、藩士

小野田小一郎

小野田小一郎は藩黨湖東燒の創業に盡瘁した人である。名は爲典たかひ、通稱織之丞、字は舜卿、赤松と號した。宇津木彌平太久徵の四男で寛政七年に小野田小一郎盛遠に養はれ、文化五年に家督して千五百石を領し、直中直亮に仕へて信任篤く、同十三年に御家老となり、文政三年に千石、天保二年に五百石と二度加増して三千石となつた。天保四年に直亮が幕府の御用部屋に入り、六年に御大老となつた。小一郎能く政務を處理して威勢内外を傾け、十一年江戸向島の隅田川邊にある中野碩翁が下屋敷を幕府新地奉行見分の上之を讓受けた。碩翁は大御所の信任篤く有名な奢侈を極めた人であるから彼の向島の下屋敷は華美を盡したものである。此年病氣にかゝり退隱して此邸に病を養ひ附近に樂燒の陶工が居たから、其法を教へられて自ら樂燒を作つて慰みとした。

十三年直亮彦根に歸り、小一郎は家族を率ひて直亮に遅れて歸り來つて、外船町の別邸に居り、古城山下に絹屋黨から立揚る煙を望見しつゝ居た。此年直亮の命を受けて絹屋黨を御用黨となして、一廉の國産を興して、諸國の御庭燒に劣らぬものを産出せんことを期待したのである。そして御普請奉行は燒成上に關しては、

一々小一郎の指揮を受けた。彼は樂燒趣味の人であるから註文して種々の品を燒かしめ、赤松園好など、銘あるものがある。又雪見燈籠の高さ三尺許りあるものを燒成せしめて、庭園中においた。

小一郎は性豪放で頗る思ひ切つた行動をした人だから、藩政上といひ、大老役中といひ、直亮を補佐して巾を利かしたもので、派利の小野田と評判された。詩文書畫を能くし、頼山陽、梁川、星巖などの文士が彦根に來ると何時も小一郎を訪問した。彼は山陽に書齋の名號を依頼したとき簡の一字を以てし、且依頼によつて、簡記を作つたとき、謝儀として金百兩を贈與したから山陽は流石に大藩の大夫とて、小一郎の豪いことに敬服した。弘化三年正月病で家に歿し年六十八、法號を興龍院といひ清涼寺に葬つた。

御家老 庵原助右衛門

庵原助右衛門は、始め名を虎吉と稱し、天保十二年閏正月父助右衛門の死亡によつて、其跡式を相續して、五千石を領し、直亮に仕へた。弘化二年九月藩の學校弘道

館の頭取となり、十月士組八十三騎の侍大將に仰付かつた。嘉永四年正月直弼のとき御家老に進められ、名を助右衛門と改め、安政元年正月禁裏御守護第三番手の隊長を命せられた。四年正月茶碗山の事業大に發展して用務多端であるから、茶碗山御用掛となつて、御家老三浦内膳と共に其用務の專任となつた。文久二年八月直憲のとき廢案の前に退隱した。家格からいへば第二家老であり詩を能くした風流人であるから、茶碗山の總支配人として相應しい人である。そして湖東燒に優れた南畫物の多いことは、此人たちの盡瘁にもよつたものである。

御家老 三浦内膳

三浦内膳は始め名を造酒といひ、嘉永二年六月養父東岳の退隱により、家督相續して二千五百石を領し、直亮に仕へ、名を内膳と改め、七月御中老に仰付かつた。三年正月京都御守護の二十騎一備ひともなこ小手分頭てわけがしらとなり、四年正月直弼のとき鐵砲足輕五十人組の物頭ものづしを命せられ、六月相州御備場隊長おそなへとなり、相州に出張して宮田の陣屋に居た。六年正月御家老に進められ、六月米國使節ペルリ來朝のとき、全軍を指揮

し、自ら臺場中の主要なる千代ヶ崎臺場を固め、彦根御警衛所内の久里濱でペルリから國書を受取るときは中野小三郎、奥山右膳をして警衛の任に當らしめた。安政四年正月茶碗山御用掛となつて其用務を處理し。文久二年七月直憲のとき隠居した。

御側役 椋原主馬

椋原主馬は天保十五年十一月父治右衛門の隠居によつて家督し、千二百石を領し、直亮に仕へ、十二月御用人を命せられた。弘化二年二月母衣役となり、安政元年十二月直弼のとき御側役を兼ね、其上席となつた。二年四月直弼が茶道の門弟となつて其奥に入つたから宗觀の一字を賜つて宗收と號し、御手焼七種の樂焼香合を拜領した。四年二月茶碗山御用取次となつたが、其用務は主として宇津木六之丞が取扱つて居た。

御側役 宇津木六之丞

宇津木六之丞は始め名を留吉といひ、本名を景福といつた。文政四年八月養父三右衛門が病死したから、十二月家を嗣ぎ三百五十石を領して、直亮に仕へた。天保五年十一月母衣役、十二年二月弓二十人組物頭となり、十三年十月御城使に轉じ、弘化三年正月表御用人を兼ね、四年二月相州警衛の爲め御預所奉行(幕府から三浦萬餘石の地を御預けさせたを命せられ、臺場築造洋式大砲の鑄造に關與し、六年六月米つて私領同様に取扱つた)を命せられ、臺場築造洋式大砲の鑄造に關與し、六年六月米國使節ペルリ來朝したときは其警衛に務めた。安政元年三月御側役に轉じ、之より後外交繼嗣問題起り、殊に御大老時代に六之丞は内にあつて、長野主膳は外にあつて、直弼が左右の利腕となり、死力を盡して主の爲めに盡したから、直弼の信任が篤かつた。又直弼が好む所の茶道には其門弟となつて其堂奥に入り、常に御茶御用の御相手をした。そこで安政二年の四月に宗觀の一字を與へられて宗洗と號した。四年正月に茶碗山の御用取次となつて常に御普請方と書簡の往復をした。萬延元年三月直弼が逝去後は、直憲に仕へて又々御側役となり、文久二年五月知行百石を加増したが、專擅の廉や外交一條からの壓迫の手が加つて十月斬に處せられた。

御普請奉行 西堀傳之丞

西堀傳之丞は文政二年七月養父傳藏病死したから、九月家を嗣ぎて二百石を領し、直亮に仕へた。九月稽古館(後弘道館と改む)物主奉行兼書物奉行となり、四年十一月母衣役を仰付かり、八年四月世子直元の御側役となり、天保七年十月御仕送奉行に轉じた。十年二月御普請奉行となつて十四年五月湖東燒製造一條を其管理のもとにおかれたから茶碗山初代の御普請奉行として製造場の擴張や良品製作上に勤めたが、弘化三年二月隠居した。そこで茶碗山を管理したことは四ヶ年である。

御普請奉行 安中半右衛門

安中半右衛門は、天保五年二月父の病死によつて家督し、三百石を領し直亮に仕へた。代々劍術の念流兵法の師範家である。十二年閏正月母衣役となり、六月御普請奉行に轉じた。十四年五月から茶碗山が御普請奉行の管理に屬したから、上

席西村傳之丞と共に初期の經營に盡瘁した。弘化二年十月御城使に轉じ、茶碗山を管理したこと三ヶ年に及んだ。其後相州御領分奉行(幕府から相州御普請を仰付が後領分として改まつた)中筋奉行、直憲のとき御側役などを勤めた。

御普請奉行 西村半太夫

西村半太夫は文化十二年五月父半兵衛が退隱したから、家督して二百石を領し、直亮に仕へた。文政元年十一月御目付となり、七年九月御納戸役に轉じた。始め名を半之丞といつたが、此月半太夫と改めた。尙此年十月御目付に再任し、天保八年三月御元方勘定奉行となり、十一年十一月又々御目付に轉じた。多年要職を勤務した其功勞で嘉永三年八月御普請奉行に榮轉して茶碗山を管理したが、五年二月直亮のとき四たび御目付に轉じたから茶碗山を支配したこと三ヶ年に及んだ。其間直亮直弼時代に跨り大に擴張されて良品の燒成はあつたが、經營難の聲は追々高まつてきた。同六年二月隠居した。

御普請奉行 大久保權内

大久保權内は天保十三年十月父與左衛門が隠居したから、相續して三百五十石を領し、直亮に仕へた。本名忠督たけまさ通稱は後に與左衛門次に鼎と改め退隱して松軒と云つた。著者は權内が第三男である。弘化四年正月母衣役に仰付けられ、尋で嘉永四年七月直弼のとき御普請奉行となつて茶碗山を支配した。前年直弼の世となつたとき直に丸窯を擴張して製陶は益盛になつて直弼の好みの良品は焼成されたが、資本の回収困難を極め密に非難の聲あつて廢窯さへ稱へて建言するものがあるに至つた。併しながら直弼は若殿わくだ様時代から諸侯への進物に用ひて賞讃を得、自分には第一趣味の品であるから、廢窯を欲せず、領内で經營者を求めしめた。そこで權内は領内を物色して終に愛知郡下枝村の豪商藤野四郎兵衛に元方を託して經營せしめることにした。そして御用品を焼成して居たが、同六年二月南筋奉行に轉じ、茶碗山を管理したこと三ケ年。十二月鐵砲足輕三十人組の物頭となつた。安政元年六月御城使に轉じ、安政五年六月公用人となつて大老時代其

職に従事した。直憲の代となつて御城使に復し、中筋奉行、町奉行、寺社奉行、御側役、大屬、權少參事を勤めて廢藩となつた。

御普請奉行 大鳥居彦六

大鳥居彦六は天保八年五月、父彦右衛門が退隱したから、家を嗣ぎて百二十石を領し、直亮に仕へた。九年二月御納戸役となり、十二年中筋御代官に進み、十三年八月御目付に轉じた。嘉永二年二月御元方勘定奉行となつて、佐野奉行を兼ね、三年四月再び御目付に轉じた。かく多年要職を無事に勤務した其功績によつて直弼のとき嘉永五年二月西村半太夫の後を襲ぎて御普請奉行に榮進した。此時經營難が起つて上席大久保權内と共に繼續維持の問題を講じて終に藤野四郎兵衛に元方を託することにして、漸く安きを得たが、滿二ケ年もたぬ安政元年には四郎兵衛の辭退によつて、又々存否問題が起り、終に評決の末、資本の下付を得て經營を存續した。經費問題には頗る苦心を要したが、良工の手が揃ひ優良な材料を用ひて比類のない良品が焼成されて、茶碗山の全盛時代を切廻すは快樂でもあつたが、

苦心は尋常ではなかつた。之が爲めに其功績が著しかつたから安政五年二月に三拾石加増の恩命を拜した。そして文久元年八月に至り直憲のとき大津御藏奉行に轉ずるまで九ケ年間勤績して美術工藝品を焼成した其功勞は没却することが出来ぬ。同年十二月に至つて退隱した。

御普請奉行 浅居喜三郎

浅居喜三郎は父庄太郎在職中に、天保十一年二月、御中小姓に召出され、七十俵六人扶持を給與されて直亮に仕へ、弘化二年十月弘道館手跡奉行となり、嘉永四年九月直弼に仕へて御目付に轉じ、六年三月大久保權内の後を襲ぎて御普請奉行に進み、母衣役を兼た。此時藤野四郎兵衛が經營して半官半民の状態であつたが、安政元年四郎兵衛の辭退によつて、全部御普請方の管理に移り、上席大島居彦六と共に經營難中に茶碗山全盛時代に奉行となつて、美術工藝品の製作に勸めた。安政三年十二月父の隱居により家督して三百五十石を領し、五年六月中筋奉行に轉じ、茶碗山を管理したこと六ケ年に及んだ。萬延元年十一月直憲のとき鐵砲足輕三十

組物頭となり、文久元年五月病死した。

御普請奉行 向坂縫殿介

向坂縫殿介は、始め名を貫三郎といひ、一時斷絶したが、天保十二年九月再興して三十人扶持を給與されて直亮に仕へた。十三年十二月名を縫殿介と改め、嘉永三年十二月直弼のとき、知行四百石に復舊され、安政二年正月母衣役となり、五年八月浅居喜三郎の後を受けて御普請奉行を仰付かつた。此時直弼が御大老時代で茶碗山の全盛期を繼いで良品の多數に焼成された事務に執掌した。文久二年三月直憲の時御城使に轉じたから、茶碗山を管理したこと五ケ年である。同年五月病死した。

御普請奉行 田中左門

田中左門は、父三郎右衛門の在職中に召出されて、直亮の御小姓となり、弘化三年二月、世子直弼の御小姓を兼ね、嘉永六年十一月、直弼のとき、父の病死により、家督し

て二百五十石を領し、安政二年十二月母衣役、四年八月弘道館物主奉行に進み書物奉行を兼ねた。文久元年八月直憲に仕へて、鐵砲三十人組の物頭となり八月御普請奉行に轉じて大鳥居彦六の後を受け同二年閏八月北筋奉行に轉じた。其間茶碗山を管理したこと一年二ヶ月である。

第五節 職工

一、陶工

藩窯の創設時代には、絹屋窯に働いた陶工を其儘採用したもので、喜平の外に何人が居たか明にない。喜平の父の喜平も創設の際に御抱えになつたかも知り難い。直亮は小一郎に命じて良工を招致させた。尾張から佐平と徳四郎、佐治右衛門の兄弟、加賀より佐吉が來た。併し此人々の事蹟は明かでない。其後の御抱に不明の點があるが、甚吉、庄介、常介、佐平(彦根)などが御抱となり、特に直弼の安政二年以後は鋭意良品の焼成を謀り、陶工の御抱になつたもの二年に七人、三年には拾四人と

なり、四年に二十人に達し、爾來餘り移動がなかつたが、萬延元年五月に市四郎、喜平、喜之介、庄介、金次、勘十郎、傳七、尙次郎の八人となり、文久二年閏八月廢窯の際には市四郎、喜平、喜之介、庄介、傳七の五人が居た。陶工は其製作の種類に従つて、何れも專業者を採用した。安政二年以後御抱の者を類別すると左の如くである。(○印は扶持人)

- 丸窯師 寺尾市四郎、喜之介、佐平、庄太郎
- 土燒師丸窯師 岸太郎、金次
- 古窯師 勘十郎、太作、幸四郎、傳七、勝藏
- 袋物師丸窯師 徳兵衛、喜平
- 型物師丸窯師 甚吉
- 土燒師 常介、文左衛門、尙次郎
- 角物師 介右衛門、千介
- 彫物師丸窯師 庄介

以上各專業とする所があれど、何れも種々なる陶磁器を製作する技倆のあつたものである。市四郎は大作物を成形する丸窯師だが、風鎮、抹茶碗の如きものも造

り、徳兵衛は袋物師であるから、急須や水繼を作つた外に、抹茶碗菓子鉢の如きものを製作した。又一器を二三名で合作したものがある。吹上龍の口水鉢の如き水鉢は市四郎、龍の口は庄介が製作した。

以下各陶工の事蹟を記述する。其内に記する作品は安政四年四月に元締小野宗次が陶器定直覺帳に記載したものである。そして陶工、書工共に尾張から来たものは大抵彦根で名を改めて居る。これは故國に對し何か支障があつたかも知れない。然るに茶碗山では改名を用ひずに矢張元の名を公稱して居た。

喜平 袋物師 二人扶持

喜平は彦根外船町の人、父喜平の在世中は喜三郎といひ、嘉永五年正月に父が死んで喜平と改めた。父は絹屋窯の陶工であつたから、喜三郎も父と同じく製作に従事し、藩窯となつてからも、引續き御抱となつた。安政五年九月六日一人扶持、同年十月廿八日更に一人扶持を給與され、文久二年閏八月の廢窯まで勤めた。袋物が專業であり、最も急須が得意であつたから急火焼（ひやき）作りの喜平と評判された。其

頃は急須と云はずに「きびしよ」といひ、急火焼は其當字である。喜平の製品中に手付白爛徳利、三合入上製手付爛徳利、志野寫薄茶碗、振出急須、上製湯呑、押水指、志野寫水繼、煎茶碗などは上作のものである。廢窯の時喜之介等四人と共に製造一切の品を拂受け開業したが、損失が甚しいので他の三名は退去し、獨り喜平は日用品を製造しつゝ細々ながら命脈を保つて居たが、明治廿八年十二月廿八日六十八歳で死亡と共に湖東窯の烟を絶つて至つた。

喜之介 丸窯師 窯方 二人扶持

喜之介は喜平の弟で始め土焼師文助の工場にあつて、蹴轆轤で製作する法を學び、弘化年代に御抱となり、特に大皿が得意で皿作の名を得、又青磁は最も得意であつたから彦根焼として、その右に出づる者がなかつた。安政四年閏五月十三日、二人扶持を給與された。其製品中には吳須盃臺、新渡四寸鉢、新渡六寸上々製鉢、五寸上製鉢、立瓜香合、十角砂鉢、火鉢などがある。且其製品に錦様染付共に良好なる繪師の描いたもので甚だ高價なものが多い。文久二年閏八月廢窯まで勤め、其製造

に係るものを四人共同で拂下げ製造に従事したが、損失が多いので、共同を解き、一時長濱の西村杏翁の工場に這入つて、製造窯方に従事して居たが、後去つて京都に移り幹山傳七の窯場で製陶に従事したことは第十一章第二節に記述する。

甚吉 型物師 丸窯師

甚吉は尾張國春日井郡松川戸村(鳥居松村の大字)の人で、彦根に來つて名を茂三郎と改めた。嘉永年代に型物師丸窯師として御抱になつた。其製品の内に横瓜香合四寸重箱、五寸重箱、石菖鉢、引出物の六角上製火入などがあつて、何れも優良な繪師の描いた品である。萬延元年辭して國に歸つた。

庄介 彫物師 丸窯師 一人扶持

庄介は尾張國春日井郡殿原村の人で、彦根に來つて名を三介と改めた。嘉永年代に彫物師丸窯師として抱えられ、安政四年十月直弼の世子愛鷹が茶碗山を見分したとき、其面前で狝を製作し、後之を焼上げて獻納した。文久元年七月廿三日一

人扶持を給與され、同二年閏八月廢窯によつて職を解かれた。其製品の内には三合入手付爛德利、軍配團扇形向付、及び市四郎と共作の吹上龍の口水鉢、筒瓦に白鳩の置物、尙花生の遊環、付耳、青磁物に龍青海波及び唐草の彫刻は彼が手になつたものである。井伊家所藏の春日形青磁釣燈籠の如き其製作は無論彼が手になつたもので精妙な技巧が顯はれてある。廢窯の後には傳七(幹山)と共に京都に移つた其事蹟は第十一章第三節に記述する。

常介 土饅師

常介は彦根に來て名を永藏と改め、生れは尾張國春日井郡下津尾村(鳥居松村の大字)にして、嘉永年間に土饅師として抱えられ、安政三年辭して歸國したが、同四年二月廿一日再び御抱となり同六年まで勤務した。其製品の内には口徑九寸の筒花生、志野水屋瓶、中形火鉢、火入、一升壺、五升壺、片口、植木鉢などがある。其製品に描いた筆者は悉く扶持人で、其價は高い品であるから、妙手であつたのである。特に茶入好みの處々の陶器を摸すことに長じ、又自ら考案した製品に雅致あるものが多かつ

た。

佐平 丸窯師

佐平は彦根外船町の人にして、嘉永年代に抱えられた丸窯師である。安政四年五月十七日多年出精相勤めた其功勞により賞與金二百疋(金一兩の半額二分に當る、銀三十二匁五分現價約四十四錢)を給せられ、同六年に辭した。其製品中には上製小鉢、縁切並鉢、楊枝立、火入、小服茶碗があつて、何れも磁器である。

寺尾市四郎 丸窯師 窯方 五人扶持 職頭

寺尾市四郎は彦根に來て名を市兵衛と改め、尾張國春日井郡大森村(東春日井郡守山町の大)字)の人にして、加藤民吉が九州で、磁器の製作を研究して歸國した、文化四年に生れた。瀬戸の名工素仙堂、川本治兵衛の高弟で、妙手の評があつて左の如き話がある。彼は瀬戸で四疊半の茶室を焼成し、又尾張侯の命を受けて、高さ六尺の燈籠を焼成したものを將軍に献上せられた。後に直亮之を拜領し、更に小野田小一郎に下賜

したと、(陶器方の下役 陶師善太翁の話)彼は嘉永の始め御抱となつたが間もなく歸國し、直弼良工を求めたとき、第一着に召抱へられたものは市四郎で、安政二年十一月廿四日のことである。

御普請奉行は其技倆が優秀であるから、永住させて精良な品を製造せしめんと欲し、賃錢以外に扶持米の給與を御用番御家老岡本半介へ願出た。

陶器細工人

市四郎

右之者、陶器細工焼立等至而巧者に而、瀬戸表に而も頭立候者に御座候、先年當地に暫参り候に付、當春呼出し職人頭に申渡置候處、萬事引受骨折工夫仕、頃日に至而は御用物等も美事出來仕候様相成申候、右之者彌御當地に落付候は、御永續にも相成可申之處、右體巧者に付瀬戸表にても高給取居候趣に而、此上少々賃銀増遣候而も、得心仕間敷奉存候間、三人扶持被下置給金は迄通りに仕置候とも、在所の面目にも相成候故、給金多少頂戴仕候より、難有可奉存候得ば、右之通被仰付被下置候様仕度奉存候、併格別御省略中陶器職之者江御本米に